

平成26年度内外一体の経済成長戦略構築のための国際経済調査事業（投資関連協定に関する日本企業の動向調査及び日本企業による投資関連協定の利用促進に資する調査）に関する調査報告書

投資関連協定 FAQ

長島・大野・常松法律事務所
平成27年3月31日

FAQ 一覧

第一部 投資関連協定

- 1 投資関連協定一般
- 2 投資関連協定で保護される「投資家」の範囲
- 3 投資関連協定で保護される「投資財産」の範囲
- 4 投資受入国の保護義務
- 5 契約違反と投資関連協定違反
- 6 投資受入国が責任を負う範囲
- 7 投資関連協定の例外措置
- 8 投資関連協定違反に対する投資家の救済
- 9 投資関連協定発効前の投資
- 10 適用法令

第二部 投資協定仲裁

- 1 投資協定仲裁一般
- 2 投資協定仲裁 v. 商事仲裁
- 3 投資協定仲裁の仲裁機関
- 4 投資協定仲裁の手続要件
- 5 投資協定仲裁の仲裁人
- 6 投資肯定仲裁の仲裁代理人
- 7 投資協定仲裁の手続
- 8 投資協定仲裁と暫定措置
- 9 投資協定仲裁判断
- 10 投資協定仲裁判断の取消
- 11 投資協定仲裁判断の執行
- 12 投資協定仲裁の時間と費用

作成者

小原淳見

青木大

安西統裕

目次

第一部	投資関連協定	8
1	投資関連協定一般	8
1.1	Q 投資協定はどのような協定ですか？	8
1.2	Q 投資協定と自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の違いは何ですか？	8
1.3	Q 投資関連協定は二国間で締結されるのですか？	8
1.4	Q 日本の投資関連協定の締結状況・交渉状況を教えてください。	8
1.5	Q 他国の投資関連協定の締結状況・交渉状況を教えてください。	9
1.6	Q 投資関連協定は改定されるのですか？	9
2	投資関連協定で保護される「投資家」（investor）の範囲	9
2.1	Q 投資関連協定で保護される「投資家」の範囲を教えてください。	9
2.2	Q 投資関連協定の締結国で設立した法人であっても、その協定による保護を受けられないことがあるのですか？	9
2.3	Q 利益否認条項とは何ですか？	10
2.4	Q 当社（日本企業）が投資先として計画している相手国と日本との間には投資関連協定がありません。投資先の国は、日本以外の第三国との間で投資関連協定を締結しているのですが、この協定による保護を受けることはできますか？	10
2.5	Q 日本が締約国でない投資関連協定の保護を受けるための投資スキーム作り（投資プランニング、Nationality Planning）で注意すべき点を教えてください。	11
2.6	Q 投資先の国との間に投資紛争が起きてしまいました。生憎日本と投資先の国の間に投資関連協定はありません。今から投資スキームを変更して投資先の国と第三国との投資関連協定に基づいて投資先の国に対し投資協定仲裁を申し立てることができますか？	12
3	投資関連協定で保護される「投資財産」（investment）の範囲	12
3.1	Q 投資関連協定で保護される「投資財産」の範囲を教えてください。	12
3.2	Q 建設プロジェクトの建設工事代金や EPC 契約の代金も「投資財産」に含まれますか？	13
3.3	Q 売買契約の代金も「投資財産」に含まれますか？	13
3.4	Q 当社は、投資受入国に設立したプロジェクト会社に 10%のマイノリティ出資をしていますが、当社の出資は投資関連協定で保護されますか？	14
3.5	Q A 社（X 国で設立）は最近、Z 国に投資を行っている B 社（Y 国で設立）を買収しました。将来、Z 国と B 社との間で投資紛争が発生した場合、A 社は X 国と Z 国との間の投資協定に基づいて、Z 国に対し投資協定仲裁を申し立てられるのですか？	14
A	「投資財産」が「投資家が直接または間接に（directly or indirectly）所有または支	

	配するあらゆる財産(“all assets”)などと広く定義されている投資関連協定においては、B社がZ国に投資を行う際の意思決定にA社が関わっていない場合でも、B社がZ国で保有する投資財産を、A社が間接的に所有または支配しているのであれば、「投資家が間接に所有または支配する財産」として「投資財産」に含まれる可能性があります。もっとも具体的な事案では、B社を買収した際の状況、A社による間接的所有または支配の状況、適用になる投資関連協定、最新の仲裁廷の判断の傾向などをご確認ください。	14
4	投資受入国の保護義務.....	15
4.1	Q 投資関連協定で投資受入国は投資家に対してどんな義務を負っているのですか？	15
4.2	収用 (expropriation))	15
4.3	内国民待遇 (national treatment)	17
4.4	公正衡平待遇 (fair and equitable treatment)	18
4.5	十分な保護と保障 (full protection and security)	20
4.6	最恵国待遇 (most favorite nation treatment)	21
5	契約違反と投資関連協定違反.....	22
5.1	Q 投資受入国が代金を払ってくれません。投資受入国が契約に違反した場合、投資協定違反になるのでしょうか？.....	22
5.2	Q アンブレラ条項 (umbrella clause) とはなんですか？	22
6	投資受入国が責任を負う範囲.....	23
6.1	Q 投資受入国の裁判所、地方自治体や国営企業、国有企業の行為も投資関連協定の対象になるのでしょうか？.....	23
7	投資関連協定の例外措置.....	24
7.1	Q 投資受入国による課税措置も投資協定の対象になるのでしょうか？	24
7.2	Q 投資関連協定には一般的な適用除外がありますか？	24
	A 投資受入国が公の秩序の維持、生命・健康の保護等のための措置を実施することを妨げないことや、自国の安全保障上の重大な利益の保護 (protection of its own essential security interests) の必要がある場合には投資受入国が制限的措置を採ることができることを規定している投資関連協定があります。日本を当事者とする最近の投資関連協定では、1994年の関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) や WTO の「サービスの貿易に関する一般協定」 (GATS) における同趣旨の規定 (GATT の第 20 条・GATS の第 14 条には、国家が公の秩序の維持、生命・健康の保護等のための措置を実施することを妨げない旨の一般的例外が定められており、GATT の第 21 条・GATS の第 14 条の 2 には国家が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める一定の措置について例外が定められています。) を準用しています。	24
8	投資関連協定違反に対する投資家の救済.....	24

8.1	Q	投資受入国が投資関連協定に違反した場合、投資家は協定上何ができるのですか？	24
8.2	Q	投資受入国との契約には仲裁条項があります。契約に基づく仲裁とは別に投資協定仲裁を起こすメリットは何ですか？	25
8.3	Q	投資受入国との契約で投資受入国との紛争については投資受入国の裁判所を専属管轄とする合意をしています。その場合でも投資協定仲裁を申し立てられるのですか？	25
9		投資関連協定発効前の投資	26
9.1	Q	投資関連協定が発効する前から投資受入国で投資を行ってきました。そのような投資も投資関連協定で保護されますか？	26
9.2	Q	投資関連協定が発効する前から、投資受入国との間で紛争になっています。投資関連協定があれば協定違反に当たる行為を投資受入国は繰り返し行ってきました。協定が発効した今、そのような投資受入国の行為に関して投資協定仲裁を申し立てられますか？	26
10		適用法令	27
10.1	Q	投資関連協定仲裁では、どの法規が適用されるのですか？	27
10.2	Q	国際法とは何ですか？	27
10.3	Q	投資関連協定の条文の解釈の仕方を教えてください。	27
10.4	Q	投資関連協定仲裁の仲裁廷は、過去の事案において仲裁廷が示した国際法の解釈に拘束されるのですか？	27
第二部 投資協定仲裁			28
1		投資協定仲裁一般	28
1.1	Q	ISDS 条項とはなんですか？	28
1.2	Q	投資協定仲裁とはなんですか？	28
1.3	Q	投資協定仲裁はどのくらい利用されていますか？	28
1.4	Q	投資協定仲裁の勝敗を教えてください。	29
1.5	Q	投資協定仲裁の情報はネットで見られるのですか？	29
2		投資協定仲裁 v. 商事仲裁	29
2.1	Q	投資協定仲裁と商事仲裁では何が違うのですか？	29
3		投資協定仲裁の仲裁機関	35
3.1	Q	投資協定仲裁はどの仲裁機関に申し立てるのですか？	35
3.2	Q	ICSID、PCA、SCC の 3 つの仲裁機関によって何が違うのですか？	36
4		投資協定仲裁の手続要件	38
4.1	Q	仲裁申立の前に投資受入国と一定の期間、紛争解決のための協議をしなければならないと投資関連協定に規定しています。投資受入国と協議をしても解決できそうにありません。その場合でも仲裁申立に先立ち投資受入国と交渉をしないといけ	

	ないのですか？	38
5	投資協定仲裁の仲裁人.....	38
5.1	Q 投資協定仲裁の仲裁人はどのような人ですか？	38
5.2	Q 仲裁人を選ぶ際のポイントを教えてください。	39
5.3	Q 仲裁人選任の前に仲裁人の候補者をインタビューできますか？	39
5.4	Q 仲裁人候補者の情報はどこで見られますか？	39
5.5	Q 仲裁人及び調停人のパネルとは何ですか？	40
5.6	Q 仲裁廷が形成されるまでにどのくらい時間がかかりますか？	40
5.7	Q 相手方の選んだ仲裁人や仲裁廷の長を交代させることはできますか？	40
6	投資協定仲裁の仲裁代理人.....	40
6.1	Q 投資協定仲裁の仲裁代理人はどのような人がなれるのですか？	40
7	投資協定仲裁の手続.....	41
7.1	Q 仲裁申立の仕方を教えてください。	41
7.2	Q 仲裁手続の流れをおしえてください。	41
7.3	Q 第1回期日では何をしますのですか？	43
7.4	Q 手続の分離（bifurcation）とは何ですか？	43
7.5	Q ICSID 仲裁を申し立てたところ、投資受入国から明らかに法的に主張失当であるとして異議の申立がなされました。この手続について教えてください。	43
7.6	Q 相手方に文書開示（document production）を求められますか？	44
7.7	Q ヒアリング（審問）の流れを教えてください。	44
7.8	Q 仲裁手続中に和解できるのですか？	45
8	投資協定仲裁と暫定措置.....	46
8.1	Q 投資協定仲裁を申し立てたところ投資受入国が投資財産の差押えを投資受入国の裁判所に申し立てました。どうしたらよいのですか？	46
8.2	Q 仲裁廷が発動した暫定措置の例を教えてください。	46
8.3	Q どのような場合に暫定措置が認められるのですか？	47
8.4	Q 暫定措置には拘束力があるのですか？	47
9	投資協定仲裁判断.....	48
9.1	Q 仲裁判断は仲裁手続が終結してからどのくらいの期間で出るのですか？	48
9.2	Q Cost Award とはなんですか？	48
9.3	Q 投資協定仲裁の費用は仲裁に敗けた当事者が負担するのですか？	48
10	投資協定仲裁判断の取消.....	48
10.1	Q 仲裁判断に不満があります。取り消せますか？	48
10.2	Q ICSID 仲裁では実際にはどれくらい取消が認められていますか？	49
10.3	Q 仲裁判断取消が申し立てられた場合、仲裁判断の執行手続はどうなりますか？	50

10.4	Q	ICSID 仲裁では実際にどの程度の執行停止が認められていますか？	50
11		投資協定仲裁判断の執行	51
11.1	Q	仲裁判断を執行する方法を教えてください。	51
11.2	Q	投資受入国は仲裁判断を履行しているのでしょうか？	51
12		投資協定仲裁の時間と費用	52
12.1	Q	投資協定仲裁はどのくらい時間がかかるのですか？	52
12.2	Q	投資協定仲裁はどのくらい費用がかかるのですか？	53

注意事項

- この FAQ は経済産業省その他日本政府の見解を示したものではありません。
- この FAQ は投資関連協定を一般的に説明したもので、協定の公の解釈や法的な助言を記載したものではありません。
- 投資関連協定は協定ごとに内容が異なり、また同じ協定であっても仲裁で争われた場合には仲裁廷によって協定の解釈が変わる場合があります。個別の事案については、適用される協定、具体的な事例などを踏まえて専門家にご相談ください。

第一部 投資関連協定

1 投資関連協定一般

1.1 Q 投資協定はどのような協定ですか？

A 投資協定とは、相手国からの投資を促進するための国同士の取り決めです。投資環境を整備し、相手国の個人や企業が行った投資を保護することをお互いに約束します。例えば、投資協定には、外国の投資家の投資であることを理由に差別的に取り扱う行為や、外国の投資家の投資財産を収用（国有化）する行為を制限または禁止する規定などが規定されています。

1.2 Q 投資協定と自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の違いは何ですか？

A 投資の促進に加えて、貿易の自由化を目的とする国同士の取り決めを自由貿易協定（FTA）といいます。また、投資の促進、貿易の自由化だけでなく、人の移動や知的財産権の保護なども含めてより幅広い分野での経済関係の強化を目指す国同士の取り決めを経済連携協定（EPA）といいます（以下、投資協定、自由貿易協定、経済連携協定を併せて「投資関連協定」といいます。）。

自由貿易協定や経済連携協定には、投資に関する章が設けられ、その中で投資協定と同様の取り決めがなされることが一般的です。

1.3 Q 投資関連協定は二国間で締結されるのですか？

A 投資関連協定の多くは2国間で締結されていますが、特定の地域の多国間で締結される投資関連協定も増えています（NAFTA、日中韓投資協定など）。

1.4 Q 日本の投資関連協定の締結状況・交渉状況を教えてください。

A 日本が締結した投資関連協定及び日本が交渉中の投資関連協定に関する情報は、以下の経済産業省のウェブサイトに掲載されています。締結済みの協定の英文、和文ともに見ることができます。なお、和文と英文との間に齟齬がある場合には、英文が優先すると規定されていることが多いため、具体的な案件を検討する際には念のため英文もご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/

1.5 Q 他国の投資関連協定の締結状況・交渉状況を教えてください。

A 国連の統計によれば、2014年12月31日時点で、世界で3000以上の投資関連協定が締結されています。特にヨーロッパ諸国は多くの投資関連協定を締結しており、最多のドイツは198の投資関連協定を締結しています。アジアでは、中国、韓国がそれぞれ100以上の投資関連協定を締結しています。

1.6 Q 投資関連協定は改定されるのですか？

A 投資関連協定は、国同士の合意により内容が変更されることがあります。例えば、日本がモンゴルと2001年に締結した投資協定は2015年に署名された経済連携協定が発効する経済連携協定に置き換えられることになっています。このように、協定の内容は常に最新のものをご確認ください。なお、日本は中国と1988年に、韓国と2002年にそれぞれ投資協定を締結していますが、2012年には日中韓投資協定も締結されており、日中韓投資協定25条は、「この協定のいかなる規定も、二の締約国間の投資に関する二国間協定であってこの協定の効力発生の日に存在するものが効力を有する限り、当該二国間協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国の投資家に与えられる待遇に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。」と定めており、日中、日韓、日中韓の投資協定の適用を受ける投資家は、いずれかを選ぶことができます。

2 投資関連協定で保護される「投資家」(investor)の範囲

2.1 Q 投資関連協定で保護される「投資家」の範囲を教えてください。

A 多くの投資関連協定では、締結国の国籍を持つ個人と締結国の法律に基づいて設立された法人が保護されます。法人には、会社のみならず、社団、信託、組合、合併会社、個人企業なども含まれ、営利団体のみならず非営利団体も含まれる場合があります。

もっとも、どのような投資家が保護されるかは協定によって異なるため、適用される協定の文言をご確認ください。

2.2 Q 投資関連協定の締結国で設立した法人であっても、その協定による保護を受けられないことがあるのですか？

A 投資関連協定の締結国で設立した法人が常にその協定の保護を受けられる

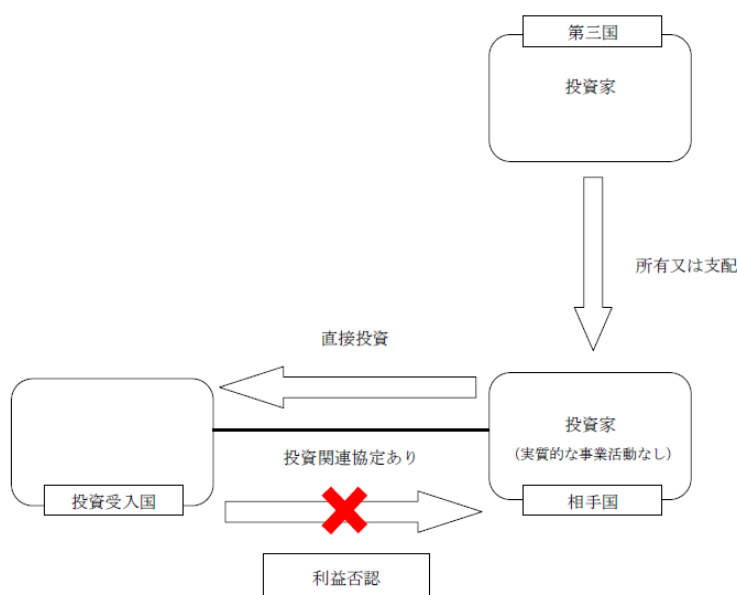
とは限りません。協定の中には、保護される「投資家」の範囲を「締約国で設立した法人」より更に狭めているものもあります。例えば、保護される「投資家」を締約国で実質的な事業活動を行っている者に限定する協定や、一定の場合には投資受入国が投資家や投資財産に与えられる協定上の保護を否定することができると規定（利益否認条項）する協定もあります。

関連項目：利益否認条項（FAQ 第一部 2.3）、事例集の Saluka 事件

2.3 Q 利益否認条項とは何ですか？

A 利益否認条項とは、投資受入国に投資を行っている相手国の投資家が、締約国でない第三国の投資家によって所有または支配されており、相手国では実質的な事業活動を行っていない場合には、投資受入国が、その投資家やその投資財産に対し投資関連協定上の保護を与えないことができるという条項です。一部の投資関連協定には、このような条項が含まれています。

図 2.3



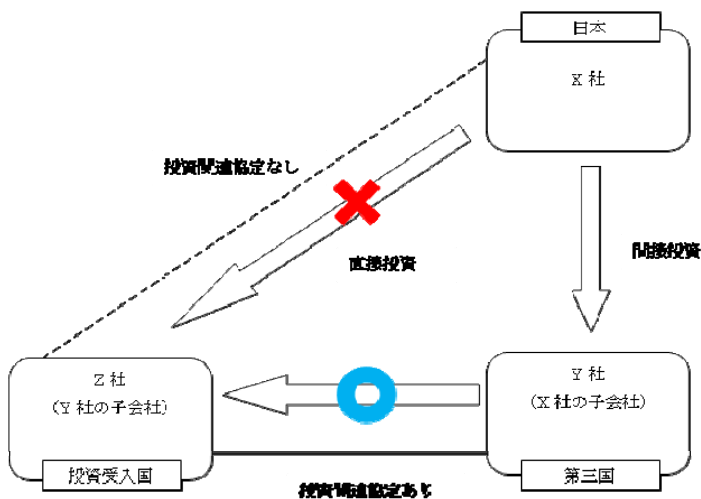
関連項目：事例集の Saluka 事件

2.4 Q 当社（日本企業）が投資先として計画している相手国と日本との間には投資関連協定がありません。投資先の国は、日本以外の第三国との間で投資関連協定を締結しているのですが、この協定による保護を受けることはできますか？

A 日本から投資先の国に直接投資を行う場合には、投資先の国が第三国との間で締結している投資関連協定による保護を受けることはできません。

もっとも、投資先の国と投資関連協定のある第三国を経由して投資先の国に投資を行う場合には、その第三国と投資先の国との間の投資関連協定による保護を受けることができる場合があります。例えば、投資先の国と投資関連協定を締結している第三国にその投資関連協定の保護の対象となるような子会社を設立し、その子会社を通じて投資先の国に投資を行う場合などです。このような投資関連協定の保護を受けるための投資スキーム作りを、投資プランニングまたは Nationality Planning といいます。

図 2.4



関連項目：投資プランニングの留意点（FAQ 第一部 2.5）、事例集の Saluka 事件

2.5 **Q** 日本が締約国でない投資関連協定の保護を受けるための投資スキーム作り（投資プランニング、Nationality Planning）で注意すべき点を教えてください。

A 日本が締約国でない投資関連協定の保護を受けられるか否かは、保護を求めるとする投資関連協定によります。とりわけ、活用を検討している投資関連協定の「投資家」の定義（FAQ 第一部 2.2）及び利益否認条項（FAQ 第一部 2.4）の有無が問題となります。例えば「投資家」の定義が、締約国で設立された企業である点に加えて、締約国での実質的な事業活動を要件としている場合には、単に第三国の子会社を通じて投資先の国に投資を行うだけでなく、第三国に設立した子会

社にその国で実質的な事業活動を行わせる必要があります。保護を求める投資関連協定の規定をご確認ください。あわせて FAQ 第一部 2.6 も参照下さい。

2.6 **Q** 投資先の国との間に投資紛争が起きてしまいました。生憎日本と投資先の国の間に投資関連協定はありません。今から投資スキームを変更して投資先の国と第三国との投資関連協定に基づいて投資先の国に対し投資協定仲裁を申し立てることができますか？

A 紛争が起きた後に、投資協定仲裁を利用するために投資スキームを変更して投資協定仲裁を申し立てた場合には、投資協定仲裁制度の濫用に当たるとして仲裁申立を認めない傾向にあります。その一方で、将来発生する紛争に備えるために投資スキームを変更することは直ちに問題とはいえないとの判断もあります。具体的な事例では、紛争の状況、投資スキームの変更の目的、投資関連協定の文言、最新の仲裁判断の傾向などを検討する必要があります。投資先の国で投資紛争が発生した後に、日本が新たに投資先の国との間で締結した投資関連協定を利用できるかについては、FAQ 9 を参照下さい。

3 投資関連協定で保護される「投資財産」(investment) の範囲

3.1 **Q** 投資関連協定で保護される「投資財産」の範囲を教えてください。

A 「投資財産」は個別の投資関連協定で具体的に定義されています。ある投資関連協定では、「投資家が直接または間接に所有または支配するあらゆる財産 (“all assets”）」であって「財産には、企業、企業の支店、株式、出資、その他の形態の企業の持ち分、債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権、契約に基づく権利、金銭債権、知的財産権、法令または契約によって与えられる権利(免許、承認、許可など)、その他の全ての財産(有体または無体、動産または不動産かを問わない。)が含まれる。」と規定しています。このように、多くの投資関連協定では、「投資財産」の定義の中に、日常用語の「投資財産」には含まれない財産や権利も含まれています。その一方で「投資財産」のリストに具体的な財産を示し、そこに列挙されていない種類の財産には保護を与えない協定もあるので、注意が必要です。

どのような投資が保護されるかは協定によって異なるため、適用される協定の文言をご確認ください。例えば、「投資財産」の範囲を投資の性質(資本の投下とリターンへの期待、リスクの引き受けなど)をもつ財産に限定する投資関連協定もあります。また、投資関連協定の「投資財産」の定義に形式的に当てはまる場

合でも、一回きりの単純な売買契約の代金債権のように、およそ投資財産の概念からかけ離れた財産については、仲裁廷が投資関連協定の目的を考慮して「投資財産」に当たらないと判断する可能性も否定できません。このように、ある財産が投資関連協定の保護の対象となるか否かについては、事案ごとに検討が必要です。あわせて FAQ 第一部 3.2～3.5 も参照下さい。

ICSID 仲裁の注意事項

ICSID に仲裁を申し立てる場合には、保護を受けようとする投資は、投資関連協定の定義する「投資財産」にあたることに加えて、ICSID 条約における「投資財産」の要件も満たさなければなりません（ICSID 条約 25.1 条）。一方で ICSID 以外の仲裁機関に仲裁を申し立てる場合や、ad hoc で仲裁を申し立てる場合には、投資関連協定上の「投資財産」の解釈だけが問題となり、仲裁規則上別途の「投資財産」の要件が問題になることはありません。

3.2 **Q** 建設プロジェクトの建設工事代金や EPC 契約の代金も「投資財産」に含まれますか？

A 適用される投資関連協定の「投資財産」の定義に「契約上の金銭債権」が例示されている場合には、「投資財産」に該当します。「投資財産」の定義に「契約上の金銭債権」が例示されていない場合でも、「投資財産」が「投資家が直接または間接に所有または支配するあらゆる財産（"all assets"）」など幅広く定義されている場合には、建設プロジェクトの建設工事代金や EPC 契約の代金も「投資財産」に当たる可能性が十分あります。もっとも、FAQ 第一部 3.1 に記載した通り、協定上の「投資財産」の定義に形式的に含まれる場合でも、状況によっては「投資財産」に当たらないと判断される可能性もあるため、事案ごとの検討が必要です。また ICSID 仲裁の場合には ICSID 条約の「投資財産」の要件を検討する必要があります。

3.3 **Q** 売買契約の代金も「投資財産」に含まれますか？

A 適用される投資関連協定の「投資財産」の定義に「契約上の金銭債権」が例示されている場合には、少なくとも形式的には「投資財産」に含まれます。また「投資財産」の定義に「契約上の金銭債権」が例示されていない場合でも、「投資財産」が「投資家が直接または間接に所有または支配するあらゆる財産（"all assets"）」など幅広く定義されている場合には、売買代金債権も「投資財産」に当たる可能性があります。もっとも、FAQ 第一部 3.1 に記載した通り、一回きり

の単純な売買契約の代金債権のように、およそ投資財産の概念からかけ離れた財産については、仲裁廷が投資関連協定の目的を考慮して「投資財産」に当たらないと判断する可能性も否定できません。そのため「投資財産」に当たるか否か、事案ごとに検討が必要です。また ICSID 仲裁の場合には ICSID 条約の「投資財産」の要件を検討する必要があります。

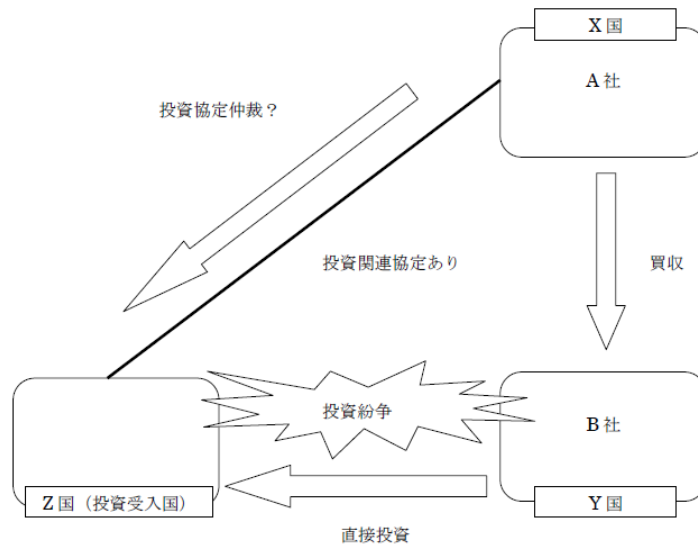
3.4 **Q** 当社は、投資受入国に設立したプロジェクト会社に 10%のマイノリティ出資をしていますが、当社の出資は投資関連協定で保護されますか？

A 多くの投資関連協定では、「投資財産」の定義に株式その他の形態の出資が含まれていることから、マジョリティ出資かマイノリティ出資かを問わず、その出資自体は通常「投資財産」に含まれると考えられます。0.0003%の持ち分比率の株式の収用についても投資関連協定で保護され、補償請求権が認められている事例もあります（Quasar de Valores v. Russia, Award, SCC Arbitration V (024/2007) , Award, 20 July 2012）。もっとも具体的な事案では、問題となる投資財産及び適用になる投資関連協定、最新仲裁判断の傾向などをご確認ください。

3.5 **Q** A 社（X 国で設立）は最近、Z 国に投資を行っている B 社（Y 国で設立）を買収しました。将来、Z 国と B 社との間で投資紛争が発生した場合、A 社は X 国と Z 国との間の投資協定に基づいて、Z 国に対し投資協定仲裁を申し立てられるのですか？

A 「投資財産」が「投資家が直接または間接に（directly or indirectly）所有または支配するあらゆる財産（"all assets"）」などと広く定義されている投資関連協定においては、B 社が Z 国に投資を行う際意思決定に A 社が関わっていない場合でも、B 社が Z 国で保有する投資財産を、A 社が間接的に所有または支配しているのであれば、「投資家が間接に所有または支配する財産」として「投資財産」に含まれる可能性があります。もっとも具体的な事案では、B 社を買収した際の状況、A 社による間接的所有または支配の状況、適用になる投資関連協定、最新の仲裁廷の判断の傾向などをご確認ください。

図 3.5



4 投資受入国の保護義務

4.1 **Q** 投資関連協定で投資受入国は投資家に対してどんな義務を負っているのですか？

A 投資関連協定において投資受入国は、相手国の投資家とその投資財産に対して一定の待遇を与えることを約束しています。投資関連協定によって待遇の内容は異なりますが、例えば、投資受入国が行う収用の要件及び投資家への補償義務（FAQ 第一部 4.2）、内国民待遇義務（FAQ 第一部 4.3）、公正衡平待遇義務（FAQ 第一部 4.4）、最恵国待遇義務（FAQ 第一部 4.6）などを規定しています。

4.2 収用（expropriation）

4.2.1 **Q** 収用とはなんですか？

A 投資受入国が投資財産の所有権または支配や管理を投資家から永続的に奪う行為をいいます。プラントやインフラ設備の国有化などが収用の典型例ですが、収用は有形資産の剥奪に限られず、投資受入国がコンセッションや免許などの無形資産を剥奪する行為も収用に含まれます。

4.2.2 **Q** 間接収用とはなんですか？

A 投資財産の所有関係は変わらない場合でも、様々な規制、立法措置、

課税措置、事業への妨害などを通じて投資財産を経済的に無価値にしてしまう行為も「収用と同等の措置」として収用と同じ規制に服します。このような「収用と同等の措置」を間接收用という場合があります。**事例集の Vivendi 事件**では、地方自治体が上下水道業者に合理的な根拠なく水道料金の値下げを強要し、また正当な理由なく上下水道業者による住民への水道料金の請求を妨害するなどして事業を断念させた行為が「収用と同等の措置」に当たると認定されています。**事例集の Tecmed 事件**では、産業廃棄物処理事業者が政府当局から産業廃棄物処理事業の免許を得て事業を行っていたところ、政府当局が合理的な根拠なく免許の更新を拒絶したため事業が継続できなくなった事例で、政府当局の措置は「収用と同等の措置」に当たると認定されています。このように、投資受入国による措置の目的や手段の合理性、投資受入国の採った措置から生じた財産権の侵害の程度などを考慮しながら間接收用に当たるかどうか判断されます。政府当局の措置によって外国投資家の投資財産が侵害された場合であっても、重大な財産権の剥奪（substantial deprivation）がない場合には、政府の措置は「収用と同等の措置」にはあたりませんが、公正衡平待遇違反（FAQ 第一部 4.4）に該当する場合があります。

また、我が国の投資関連協定のように、「公共の福祉に係る利益を保護するための無差別な措置」は「稀な場合を除き（Except in rare circumstances）」間接收用を構成しないと規定する協定もあるため、適用される投資関連協定を確認する必要があります。

関連項目：「収用と同等の措置」を認定した事例： 事例集の Vivendi 事件、Tecmed 事件、Wena 事件
--

4.2.3 Q どのような行為が違法な収用になるのですか？

A 国は、主権の一環として、一定の要件を満たせば外国の投資家の投資財産を収用することが国際法上認められています。具体的には、多くの投資関連協定において①公共の目的に基づき、②差別的でなく、③適正手続(due process)に則った収用で、④迅速、適切、実効的な補償(prompt, adequate, effective compensation)がなされる場合には、収用は合法と規定されています。つまり、これらの協定の下では、収用がなされる場合、それが合法なものであっても、投資家は補償を受けることができます。また、①から④の要件のいずれかが欠けた場合には、収用は違法となり

投資関連協定に違反することになります。なお、投資関連協定にはそれぞれ「収用」の定義がありますので、個別の案件については適用される投資関連協定の定義をご確認ください。日本が締結する投資関連協定の場合、「収用」の詳細な定義が条約本文ではなく附属書に定められていることもあります（例、日・ウルグアイ投資協定附属書 III）。

4.3 内国民待遇（national treatment）

4.3.1 Q 内国民待遇とはなんですか？

A 投資受入国が外国投資家を同様の状況にある内国投資家に比べて不利益に取り扱わないことをいいます。

4.3.2 Q どのような行為が内国民待遇違反になるのでしょうか？

A 外国投資家と内国投資家が**同様の状況**（in like circumstances）にあるにもかかわらず外国投資家が内国投資家と同等に扱われておらず、その取り扱いの差に正当な理由がない場合に内国民待遇義務違反が問題となります。

例えば**事例集の SD Myers 事件**では、カナダ政府が PCB の輸出を禁止したため、カナダから米国に PCB 廃棄物を運び出して米国内で廃棄物処理を行っていた米国の事業者が事業を継続できなくなった事案で、カナダ国内で廃棄物処理を行っていたカナダの事業者と米国の廃棄物事業者を同様の状況にあると認定して、内国民待遇義務違反を認定しました。

その一方で、カナダの工場で製造した医薬品を米国で販売していたカナダの製薬会社が、米国食品医薬品局（FDA）から輸入警告を受けた事案で、カナダの製薬会社は、類似の製品を生産する米国の製薬会社より不利益に扱われているとして内国民待遇義務違反を主張しましたが、仲裁廷は、医薬品の生産場所が米国内か米国外かによって適用される法規制が異なることに着目して、申立人（カナダの製造会社）は米国の製薬会社とは「同様の状況」になく、米国政府の措置は内国民待遇義務に違反しないと認定しています。（*Apotex Holdings Inc. and Apotex Inc. v. United States of America*, ICSID Case No. ARB(AF)/12/1, Award, 25 August 2014）

関連項目：内国民待遇義務違反を認定した事例：**事例集の SD Myers 事件**

4.4 公正衡平待遇 (fair and equitable treatment)

4.4.1 Q 公正衡平待遇とはなんですか？

A 多くの投資関連協定では、外国投資家の投資財産に対し公正かつ衡平な待遇 (fair and equitable treatment) を与える投資受入国の義務を規定していますが、この公正衡平待遇義務 (略称で FET と言います。) には定義がありません。そのため、仲裁廷は個別の事案の内容に応じて、ケースバイケースに公正衡平待遇違反の有無の判断を行うこととなります。

4.4.2 Q どんな行為が公正衡平待遇義務違反になりますか？

A 公正衡平待遇義務は、投資受入国が投資家を公正及び衡平に扱わなければならないという一般的な保護義務になります。以下事例集で取り上げた判断から一部紹介します。

公正衡平待遇違反・肯定例

① 投資受入国が合理的な根拠なく事業許可の更新を拒絶した事例 (Tecmed 事件)

産業用廃棄物処理の事業者は、政府当局から施設の移転を命じられ、施設の移転完了まではもとの施設で事業を継続できる旨政府当局との間で合意していました。ところが政府が合理的な理由もなく産業用廃棄物処理事業の免許を更新しなかった事例です。免許の更新拒絶は外国投資家の正当な期待を害し、一貫性・透明性に欠くとして、公正衡平待遇義務違反が認定されました。

② 裁判手続が著しく遅延した事例 (Pey Casado 事件)

投資家が投資受入国の裁判所に収用の補償を求めて提訴したところ、7 年間も裁判所の決定が出されなかった事案で、国内裁判手続の遅延が公正衡平待遇違反に当たると認定されました。その一方で **White 事件** では、仲裁判断の取消訴訟が裁判所に訴えの提起から 9 年以上係属し、取消訴訟の管轄の争いが最高裁で 5 年以上係属していた事案で、仲裁廷は投資受入国の司法制度など諸般の事情を考慮して公正衡平待遇違反を認定していません。但し **White 事件** では、投資関連協定上の公正衡平待遇義務以外の義務 (権利行使の実効的手段を提供する義務) に違反したと認定

されています。

③投資受入国が財政支援を合理的な理由なく拒否した事例（**Saluka 事件**）
投資受入国が、4大銀行のうち国営銀行の3行に対し資金援助を行ったものの、民営化された残りの1行に対しては合理的な理由なく資金援助を拒み、同行が経営破綻し事業譲渡される段になって同行を買収する銀行に対して資金援助を行った事案で、投資受入国の矛盾する不透明かつ不合理で差別的な対応は公正衡平待遇義務違反に当たると認定されました。

④国家の一連の行為が BOT 事業の収支を大幅に悪化させた事例（**Bau 事件**）

首都と空港を結ぶ有料道路の建設・運営プロジェクト（BOT 事業）において、その唯一の事業収入が通行料金であったにもかかわらず、投資受入国は採算をとるために必要な通行料金の値上げを認可せず、むしろ値下げを強要し、その一方で有料道路に並行して走る無料道路の整備を行い、道路の目的地である空港の一時閉鎖を行うなどしたため、これらの国の一連の行為の積み重ねで投資家が大幅な損失を被った事案で、投資受入国は投資家の正当な期待を害したとして公正衡平待遇違反が認定されました。

公正衡平待遇違反・否定例

①環境保護を理由として政府が農薬の登録抹消措置をとった事例（**Chemtura 事件**）

投資受入国の規制当局がリンデン（農薬の成分）について科学的検証を行い、その安全性を理由にリンデンを含有する農薬の登録を廃止しました。そのため自社のリンデンを含有する農薬の登録を抹消することになった投資家が、登録抹消措置が投資関連協定に違反すると主張して争いましたが、規制目的の正当性や評価プロセスの妥当性、差別的な措置でないことなどを理由に、公正衡平待遇義務に違反しないと認定されました。

②居住及び商業複合施設の建設プロジェクトが大幅に遅延し、最終的に契約が解除された事例（**Tulip 事件**）

居住及び商業複合施設の建設プロジェクトを合弁事業体が落札しましたが、合弁事業体内部の紛争、プロジェクト対象地域の都市規制計画に関

する紛争及びプロジェクトの資金難などからプロジェクトが大幅に遅延し、471 日間の期限の延長が認められたものの、再度の延長が認められず、最終的に契約が解除されたため、投資家が投資受入国の条約違反を主張して争いました。投資受入国側の行為は契約の条項に基づく私企業としての正当な権利行使であり、国に帰責性はないなどとして、公正衡平待遇義務に違反しないと認定されました。

関連項目：公正衡平待遇義務違反を認定した事例：事例集の Saluka 事件、Vivendi 事件、Tecmed 事件、Wena 事件、SD Myers 事件、Pey Casado 事件、Bau 事件、公正衡平待遇義務違反を否定した事例：事例集の Chemtura 事件、Tulip 事件

4.5 十分な保護と保障 (full protection and security)

4.5.1 Q 十分な保護と保障とはなんですか？

A 投資財産に対する物理的な暴力や迷惑行為によって投資財産を害する行為から投資受入国が投資財産を保護する義務をいいます。法的安定性の欠如など物理的な暴力以外の手段によって投資財産を害する行為も十分な保護と保障の違反に含まれるかは見解が分かれています。

4.5.2 Q どのような行為が十分な保護及び保障を提供する義務に違反するのでしょうか？

A 投資財産に物理的な暴力や迷惑行為などがあつた場合に投資受入国が常に責任を負うのではなく、あくまで投資財産を保護するために合理的な措置を怠つた場合にのみ投資受入国は責任を負います。

例えば事例集の Wena 事件では、ホテルのオペレーターと国営企業であるホテルのオーナーとのトラブルからホテルのオーナーがホテルを占拠した事案で、ホテルのオーナー側がホテルを占拠することを知りながら、ホテルの直ぐそばの警察署の警察は出動せず、ホテルが占拠された後もホテルの占拠を事実上放置しており、十分な保護及び保障を提供する義務に違反したと認定しました。

関連項目：十分な保護及び保障違反を認定した事例：事例集の Vivendi 事件、Wena 事件

4.6 最恵国待遇 (most favorite nation treatment)

4.6.1 Q 最恵国待遇義務とはなんですか？

A 投資受入国が、相手国投資家の投資活動に関連して、これらの投資家や投資財産を同様な状況にある (in like circumstances) 第三国の投資家や投資財産に与えている待遇に比べて不利に扱ってはいけないという義務です。最恵国待遇義務を略して MFN とすることがあります。

例えば事例集の **White 事件** では、仲裁廷は最恵国待遇条項を使って投資家の保護を拡大することを認めました。この事案では、仲裁の根拠となっているオーストラリアとインドとの間の投資協定には「投資に関する権利行使のための実効的手段」を提供する義務の規定はありませんでしたが、投資家は、オーストラリアとインドとの投資協定の最恵国待遇条項に基づいて、インドがクウェートとの間で締結した投資協定に規定されている「投資に関する権利行使のための実効的手段」を提供する義務を援用しました。仲裁廷は、この主張を受け入れ、インド政府が「投資に関する権利行使のための実効的手段」を提供する義務に違反したと認定しています。

関連項目：最恵国待遇を利用した事例：事例集の **White 事件**

4.6.2 Q 投資受入国が日本の投資家に最恵国待遇を約束している場合、投資受入国が日本以外の国の投資家に与えている保護を日本の投資家も援用できるのでしょうか？

A はい。但し日本の投資家がどの範囲で投資受入国が日本以外の国の投資家に与えている保護を援用できるかは、最恵国待遇条項の文言、援用を考えている保護の内容、仲裁廷などによっても変わってきます。

最も広く最恵国待遇を解釈する立場にたつと、適用される投資関連協定に全く規定されていない保護や紛争解決条項であっても、投資受入国が締結する他の投資関連協定に規定されていれば、適用される協定の最恵国待遇義務を介して、他の投資関連協定に規定する保護や紛争解決条項を取り込むことができます。その一方で最恵国待遇を狭く解釈する立場では、最恵国待遇条項に基づいて他の投資関連協定から新たな保護や紛争解決条項取り込むことができるのは、適用される投資関連協定に同種

の保護や紛争解決条項が規定されている場合に限られます。具体的事案においては、最恵国待遇条項の文言、最恵国待遇を用いて他の投資関連協定から取り込みたい保護の内容と関連する投資関連協定の文言、最新の仲裁判断の傾向などを慎重に検討する必要があります。

5 契約違反と投資関連協定違反

5.1 **Q** 投資受入国が代金を払ってくれません。投資受入国が契約に違反した場合、投資協定違反になるのでしょうか？

A 投資受入国が契約に違反した場合、投資家は投資受入国に対し契約に基づく請求権をもちますが、契約違反が必ずしも投資関連協定違反になるわけではありません。もっとも投資関連協定にいわゆるアンブレラ条項がある場合には、アンブレラ条項の文言及び仲裁廷によっては、契約違反が投資関連協定違反になる場合があります。

関連項目：アンブレラ条項（FAQ 第一部 5.2）

5.2 **Q** アンブレラ条項（umbrella clause）とはなんですか？

A アンブレラ条項は義務遵守条項とも言いますが、投資受入国が相手国の投資家による投資活動や投資財産に関連して義務を負った場合にはそれを遵守する投資受入国の義務を定めています。アンブレラ条項の文言によっては、投資家と投資受入国との契約上の義務などが「投資活動や投資財産に関連した義務」に含まれ、契約違反がアンブレラ条項違反を構成し、紛争を投資協定仲裁に持ち込むことができる場合があります。契約違反がアンブレラ条項違反すなわち投資関連協定違反を構成する場合、権利の実体的内容が変わるわけではありませんが、契約違反を原因とする紛争について投資関連協定の定める仲裁手続を用いることができるという利点があります。

例えば事例集のSGS事件では、投資受入国が契約上の支払いを怠った事例で、契約には投資受入国の裁判所で紛争を解決する文言が入っていましたが、投資協定仲裁の仲裁廷はアンブレラ条項によって契約違反は投資関連協定違反を構成し、仲裁廷は契約上の不払いに関する紛争も投資協定仲裁で審理できると判断しました。

他方、アンブレラ条項があっても、あらゆる契約違反がアンブレラ条項違反にな

のではなく、国家の主権の発動の結果契約に違反した場合にのみ同違反になるという考えを採用した仲裁判断もあります（SGS 事件の解説参照）。

また、アンブレラ条項によって契約違反が投資関連協定違反を構成する立場にたっても、契約の当事者次第では、契約上の義務がアンブレラ条項に定める義務に当たらない場合があります。まず、投資受入国側の契約の当事者ですが、国家機関が契約を締結していた場合は兎も角、国営企業や国有企業などが契約の当事者となっている場合には、国営企業や国有企業の契約違反によって、投資受入国が常に責任を負う訳ではありません。（FAQ 第一部 6.1 参照）また、国家機関が契約の当事者になっている場合でも、仲裁廷によっては、契約の種類ごとに取扱いを分け、国家が主権者の地位で締結した契約についてのみ、アンブレラ条項の対象とするとの立場をとるものもないわけではありません。次に、投資家側の契約の当事者ですが、過去の仲裁判断には、投資家の投資受入国における現地子会社が投資受入国側と契約を締結した事例で、投資家自らが契約の当事者でないことを理由にアンブレラ条項の適用を否定したものもあります。このため、アンブレラ条項違反を主張するに当たって、契約の当事者、契約違反の状況、アンブレラ条項の文言、最新の仲裁判断の傾向などを検討する必要があります。

なお、アンブレラ条項違反に基づき投資協定仲裁を申し立てる場合には、契約に定められた紛争解決条項との関係が問題となります（FAQ 第一部 8.3 参照）。

関連項目：アンブレラ条項によって契約上の義務違反が投資協定違反になると判断した事例：事例集の SGS 事件、国家責任帰属（FAQ 第一部 6.1）、契約に基づく投資協定仲裁と商事仲裁の違い（FAQ 第二部 2）

6 投資受入国が責任を負う範囲

6.1 Q 投資受入国の裁判所、地方自治体や国営企業、国有企業の行為も投資関連協定の対象になるのでしょうか？

A 投資受入国の国家機関の行為については対象になります。すなわち司法、立法、行政の各機関の行為は全て対象となります。さらに、国際法上の「国家機関」には地方公共団体も含まれますので、地方自治体や、連邦国家であれば州政府の行為についても投資受入国が投資関連協定上の責任を負います。これに対し、投資受入国の国営企業、国有企業、独立行政法人などの行為については、投資受入国が投資関連協定上の責任を当然に負うわけではありません。それらの団体が法令上政府の権限の一部を行使する役目を担っている場合またはそれらの団体が

問題となった行為につき、政府の指示、監督に従って行った場合などには、状況によっては、それら団体の行為について投資受入国が投資関連協定上の責任を負うことがあります。

関連項目：事例集の Tulip 事件

7 投資関連協定の例外措置

7.1 Q 投資受入国による課税措置も投資協定の対象になるのでしょうか？

A 投資関連協定によっては、投資受入国の課税権を尊重して、課税措置を投資関連協定の対象から除外している場合があります。投資関連協定によって課税措置が全面的に除外されているものもあれば、特定の待遇（例えば収用や内国民待遇義務など）との関係で除外されているものもあります。課税措置が投資関連協定で除外されている場合には、除外された範囲については、投資受入国の課税措置は投資関連協定に違反しません。課税措置の除外の仕方は、投資関連協定によって異なりますので、適用になる投資関連協定をご確認ください。

7.2 Q 投資関連協定には一般的な適用除外がありますか？

A 投資受入国が公の秩序の維持、生命・健康の保護等のための措置を実施することを妨げないことや、自国の安全保障上の重大な利益の保護（protection of its own essential security interests）の必要がある場合には投資受入国が制限的措置を採ることができることを規定している投資関連協定があります。日本を当事者とする最近の投資関連協定では、1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）や WTO の「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）における同趣旨の規定（GATT の第 20 条・GATS の第 14 条には、国家が公の秩序の維持、生命・健康の保護等のための措置を実施することを妨げない旨の一般的例外が定められており、GATT の第 21 条・GATS の第 14 条の 2 には国家が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める一定の措置について例外が定められています。）を準用しています。

8 投資関連協定違反に対する投資家の救済

8.1 Q 投資受入国が投資関連協定に違反した場合、投資家は協定上何ができますか？

A 従来投資家は、投資受入国が投資家と締結する契約や投資家の母国と締結す

る友好通商航海条約などの国家間条約に違反しても直接投資受入国に対して国際的手続を用いて救済を求めることはできず、本国政府が外交保護（diplomatic protection）に基づき相手国政府に権利行使するよう本国政府に働きかけるぐらいしか方法がありませんでした。最近では、多くの投資関連協定に、投資家自ら投資受入国政府に対し仲裁または調停によって投資関連協定上の紛争を解決する手段が定められています（ISDS 条項・FAQ 第二部 1.1）。従来の方法では国が外交保護権を発動するかどうかは国の裁量に任されていましたが、ISDS 条項のある投資関連協定の場合には、投資家自ら、投資協定仲裁という相手国政府の介入を極力排除した紛争解決手続を通じて終局的に紛争を解決することができます。

関連項目：ISDS 条項（FAQ 第二部 1.1）

8.2 **Q** 投資受入国との契約には仲裁条項があります。契約に基づく仲裁とは別に投資協定仲裁を起こすメリットは何ですか？

A 最大のメリットは、実体法、手続法の両面で、投資受入国の介入を極力排除して公正に紛争を解決できる点です。まず実体法ですが、投資受入国との契約では、投資受入国の国内法が契約準拠法として定められていることがままあります。この場合、投資受入国の国内法自体が投資関連協定に違反している場合であっても、契約に基づく仲裁では適用法規が投資受入国の国内法であるため投資家は十分な救済を得ることができません。この点、投資協定仲裁では、投資関連協定その他の国際法が適用法規になりますので、国内法上合法であっても、投資受入国が国際法に違反している場合には、投資家は救済を受けることができます。また、手続面でも、契約に基づく仲裁の仲裁地が投資受入国内にある場合には、その国の仲裁法が適用され、投資受入国に対する仲裁手続にその国の裁判所が介入してくる場合があります。これに対し投資協定仲裁の場合には、仲裁手続も投資受入国による介入を極力排除して進められるよう様々な工夫がなされています。契約に基づく商事仲裁と投資協定仲裁の違いの詳細は FAQ 第二部 2 をご覧ください。

関連項目：契約に基づく投資協定仲裁と商事仲裁の違い（FAQ 第二部 2）

8.3 **Q** 投資受入国との契約で投資受入国との紛争については投資受入国の裁判所を専属管轄とする合意をしています。その場合でも投資協定仲裁を申し立てられるのですか？

A 契約に定める紛争解決条項は、契約に関する紛争を対象としているのに対し、

投資関連協定に定める紛争解決条項（ISDS 条項）は、投資関連協定に関する紛争を対象としています。そのため、契約上投資受入国の裁判所に専属管轄の定めがあっても投資協定仲裁の申立が制限されることはないと考えられています。但し、投資家がアンブレラ条項に基づいて投資協定仲裁を申し立てる場合には、投資関連協定違反の主張の実体は投資受入国による契約違反の主張であるため、契約上の紛争解決条項に基づいてまず紛争を解決すべきであるという考えを採った仲裁廷もあります。従ってアンブレラ条項に基づく投資協定仲裁の場合には、主張の内容、契約及び投資関連協定の紛争解決条項の文言、最新の仲裁判断の傾向などを慎重に検討する必要があります。

関連項目：アンブレラ条項（FAQ 第一部 5.2）、事例集の Vivendi 事件

9 投資関連協定発効前の投資

9.1 **Q** 投資関連協定が発効する前から投資受入国で投資を行ってきました。そのような投資も投資関連協定で保護されますか？

A 多くの投資関連協定では協定が発効する前に行われた投資についても協定が適用されると規定していますが、協定に規定がない場合でも、協定が発効する前に行われた投資にも協定の保護が及ぶと一般的に解されています。問題となる投資協定の文言、最新の仲裁判断の傾向などをご確認ください。

9.2 **Q** 投資関連協定が発効する前から、投資受入国との間で紛争になっています。投資関連協定があれば協定違反に当たる行為を投資受入国は繰り返し行ってきました。協定が発効した今、そのような投資受入国の行為に関して投資協定仲裁を申し立てられますか？

A 一般的には、条約不遡及の原則（ウィーン条約法条約 28 条）により、協定に特段の規定がない限り、投資関連協定は、その発効前の投資受入国の行為には適用されないと考えられています。但し、投資関連協定が発効する前の投資受入国による作為または不作為が、投資関連協定が発効した後も継続している場合には、一連の行為につき、投資関連協定発効前の行為も含めて投資関連協定の対象になる考えもあります（例えば、裁判の拒否に関する事案で、このような認定を行った仲裁判断があります。）。具体的な投資受入国の行為、問題となる投資関連協定の文言、最新の仲裁判断の傾向などをご確認ください。

関連項目：事例集の Pey Casado 事件、Bau 事件

10 適用法令

10.1 Q 投資関連協定仲裁では、どの法規が適用されるのですか？

A 投資関連協定の紛争解決条項（ISDS 条項）に適用される法規に関する記載がある場合があります。例えば、投資関連協定において、①投資受入国の国内法と②この協定及びその他の国際法を適用する、と規定されている場合には、投資家はその協定に基づく仲裁を付託することによって、投資家と投資受入国との間で、①と②を適用することについて合意がなされたとみなされます。

投資関連協定に特段適用法令の定めがない場合、投資関連協定以外の適用法規があるかが問題となります。投資家が ICSID で仲裁を申し立てる場合には、ICSID 条約に基づき、投資関連協定その他の国際法及び投資受入国の国内法が適用されることとなります（ICSID 条約 42 条 1 項 2 文）。他方 ICSID 条約以外の仲裁規則に基づく仲裁においては、仲裁規則に従って仲裁廷が当該事案に適切と考える法を適用することとなります。

10.2 Q 国際法とは何ですか？

A 国際法とは、国家間の関係を規律する法のことを指します。条約や国際慣習法などが含まれます。

10.3 Q 投資関連協定の条文の解釈の仕方を教えてください。

A ウィーン条約法条約 31 条に、条約の解釈のルールが定められており、仲裁廷は、そのルールに従って投資関連協定の条文解釈を行います。具体的には、文脈や条約の趣旨及び目的に照らして用語がもつ通常の意味に従って誠実に解釈されます。また同条約 32 条では、一定の場合には、条約締結の事情や交渉過程を示す資料（travaux préparatoires）を条約解釈の補助資料として参考にできると定めています。

10.4 Q 投資関連協定仲裁の仲裁廷は、過去の事案において仲裁廷が示した国際法の解釈に拘束されるのですか？

A 仲裁廷は過去の仲裁判断に拘束されません。他方で、仲裁廷には過去の仲裁判断を参照し、特段の理由がない限り、先例を尊重するものが多く見られます。

第二部 投資協定仲裁

1 投資協定仲裁一般

1.1 Q ISDS 条項とはなんですか？

A Investor-State Dispute Settlement 条項の略で、投資受入国が投資関連協定に基づき将来発生する投資家との投資紛争を解決する手続を定める投資関連協定上の規定です。ISDS 条項では、多くの場合、仲裁またはいずれかの締約国の裁判所で紛争を解決すると定めています。

1.2 Q 投資協定仲裁とはなんですか？

A ISDS 条項に基づき投資家と投資受入国との間の投資紛争を解決するための仲裁手続です。日本が締結している多くの投資関連協定の ISDS 条項では、投資家は ICSID 条約または UNCITRAL 仲裁規則に基づき投資受入国に対し仲裁を申し立てられると規定しています（関連用語「UNCITRAL 仲裁」「ICSID 条約」）。

ICSID は International Centre for Settlement of Investment Disputes の略ですが、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States）（1966 年発効）に基づき設立された世界銀行グループの国際機構で、投資家と投資受入国との紛争を解決するための仲裁及び調停を行っています。

1.3 Q 投資協定仲裁はどのくらい利用されていますか？

A 投資協定仲裁は、1990 年代後半から急増し、2014 年に申し立てられた投資協定仲裁は、公開されているものだけで合計 42 件となっています。

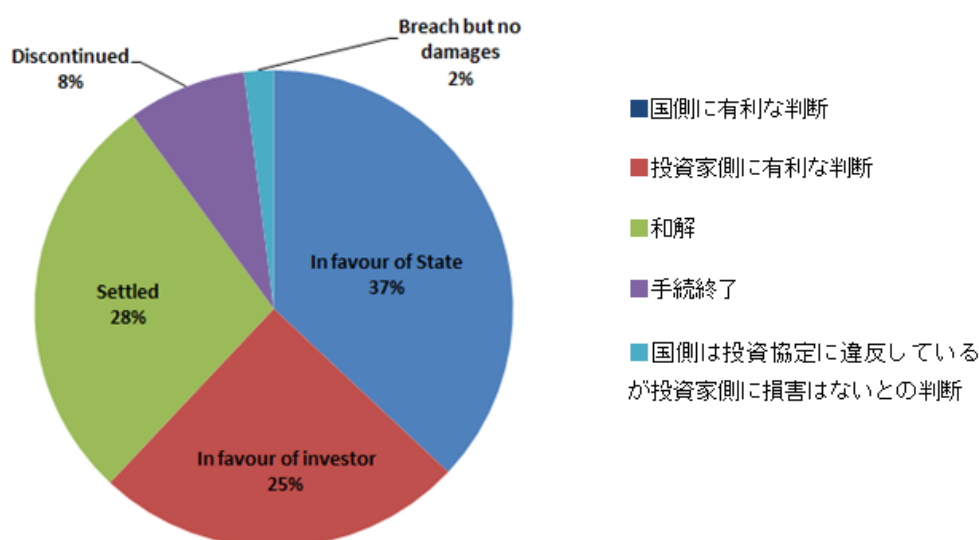


出典 : "Recent Trends in IIAs and ISDS" February 2015, p.5 (和訳加筆)

http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdiaepcb2015d1_en.pdf

1.4 Q 投資協定仲裁の勝敗を教えてください。

A 2014 年末までに終結した 356 件の投資協定仲裁のうち、投資受入国に有利な判断は 37%、投資家に有利な判断は 25%になります。また全体の 28%が和解で終結しています。



出典 : "Recent Trends in IIAs and ISDS" February 2015, p.8 (和訳加筆)

http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdiaepcb2015d1_en.pdf

1.5 Q 投資協定仲裁の情報はネットで見られるのですか？

A かなりの投資協定仲裁は公開され、仲裁機関その他研究機関のウェブサイトなどで手続の状況や仲裁判断をみることができます。

<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/cases/Pages/AdvancedSearch.aspx> (ICSID ウェブサイト)

http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1029 (常設仲裁裁判所 (PCA) ウェブサイト)

<http://www.italaw.com/> (Investment Treaty Arbitration ウェブサイト)

2 投資協定仲裁 v. 商事仲裁

2.1 Q 投資協定仲裁と商事仲裁では何が違うのですか？

2.1.1 A 総論

投資協定仲裁と商事仲裁の仲裁手続はとても似ています。

投資協定仲裁の仲裁規則には 2 種類あり、一つは投資協定仲裁のための仲裁機関（ICSID）の規則と、もう一つは商事仲裁の規則です。投資家は ISDS 条項に定められた仲裁規則の中から選んで仲裁を申し立てます。そのため、投資家が商事仲裁規則を選んで投資協定仲裁を申し立てた場合には、手続自体は商事仲裁と変わりません。従って一般的な国際商事仲裁を経験した方は、投資協定仲裁もおおかた同じように手続が進むと考えて問題ありません。以下では、主に投資協定仲裁のための仲裁機関である ICSID に仲裁を申し立てた場合を中心に、投資協定仲裁と商事仲裁の違いをご説明します。なお、仲裁機関、仲裁規則による投資協定仲裁手続の違いについては FAQ 第二部 3 をご参照下さい。

商事仲裁

通常、契約締結の際に、契約から生ずる紛争を終局的に仲裁で解決することに合意する仲裁条項（仲裁合意）が定められ、その仲裁合意に基づいて仲裁を申し立てます。投資受入国と投資家との契約に定める仲裁条項に基づく商事仲裁もあります。

投資協定仲裁

投資協定仲裁においても投資家と投資受入国との間の仲裁合意が必要です。投資受入国は、ISDS 条項を含む投資関連協定を締結した時点で、将来発生する投資家との紛争を仲裁で解決することに同意しています。投資家は、この投資関連協定に基づいて仲裁を申し立てることにより投資受入国による同意を受諾し、その時点で、投資家と投資受入国の間で仲裁合意が成立します。この二つの時間差ある同意により仲裁合意が成立するのが投資協定仲裁です。このため投資協定仲裁の場合には、**投資家と投資受入国との間で仲裁合意を含む契約は必要ではありません。**

2.1.2 A 紛争

仲裁で取り扱う紛争の対象は仲裁合意（商事仲裁の場合は仲裁条項、投資協定仲裁の場合は ISDS 条項）に定められています。

商事仲裁

商事仲裁は、一般に仲裁合意のある契約から生ずる、またはそれに関連する紛争が対象となります。

投資協定仲裁

投資協定仲裁では、仲裁の対象となる紛争の範囲は個別の協定の ISDS 規定により異なりますが、投資関連協定に基づく投資受入国の義務の違反から生じる紛争が対象となる例が多く見られます。

2.1.3 A 仲裁規則

商事仲裁

通常、契約の仲裁条項で適用される仲裁規則を定めます。仲裁規則には、仲裁機関の定める仲裁規則または UNCITRAL 仲裁規則があります。商事仲裁の場合には、仲裁規則に加えて仲裁地の仲裁法も仲裁手続に適用されません。

投資協定仲裁

適用される投資関連協定に定められている仲裁規則によります。日本の多くの投資関連協定では、①ICSID 条約（投資家母国または投資受入国が ICSID 条約当事国でない場合は ICSID 追加的措置仲裁規則）、②UNCITRAL 仲裁規則、③紛争当事者が合意する仲裁規則のいずれかを申立人（投資家）が選択することとされています。日本も当事国であるエネルギー憲章条約は、このうち③がなく、その代わりにストックホルム商業会議所（Stockholm Chamber of Commerce, 略称 SCC）の手続も選択できると定めています。ICSID 条約や ICSID 追加的措置仲裁規則は投資仲裁のみを念頭に置いた手続規定で、UNCITRAL 仲裁規則及び SCC 仲裁規則は、商事仲裁と同じです。但し手続の公開性については第二部 FAQ 2.1.5 をご参照下さい。

なお、ICSID 仲裁、UNCITRAL 仲裁（UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁で PCA を仲裁機関として選択した場合）、SCC 仲裁の手続違いについては FAQ 第二部 3 もご参照下さい。

2.1.4 A 仲裁機関

商事仲裁

契約の仲裁条項で、仲裁機関を指定するケースが多いですが、仲裁機関を利用しないアドホック仲裁に合意する場合があります。

投資協定仲裁

適用される投資関連協定に定められている仲裁機関によります。日本の多くの投資関連協定では ICSID を仲裁機関として指定しています。また日本も当事者であるエネルギー憲章条約では、ICSID に加えて、ストックホルム商業会議所 (SCC) も仲裁機関として指定されています。申立人が仲裁機関を指定して仲裁を申し立てる場合には、当事者間で別途合意しない限り、申立人はこれら ISDS 条項に規定された仲裁機関に仲裁を申し立てます。申立人が UNCITRAL 仲裁規則を選択した場合には、仲裁機関を利用しないアドホック仲裁を行う場合と、別途当事者間で合意して仲裁機関に仲裁を管理してもらう場合と二通りあります。仲裁機関を指定する場合は、オランダのハーグにある常設仲裁裁判所 (PCA) が選ばれることが多いです。

2.1.5 A 公開性

商事仲裁

商事仲裁は原則非公開です。紛争を秘密裏に解決したい当事者は公開の裁判ではなく仲裁を選びます。

投資協定仲裁

商事仲裁機関の仲裁規則に基づいて投資協定仲裁を行う場合には、商事仲裁と同様、原則非公開です。ところが投資協定仲裁の場合には、仲裁判断が国の政策や人権などの公益に関わることから、仲裁手続を公開する要請が高く、ICSID 仲裁や UNCITRAL 仲裁では、規則を改正・導入して手続が一部公開されます。なお、日本の最近の投資関連協定は被申立国が仲裁判断を公開することを認めており、この場合は UNCITRAL 仲裁規則がその限りで修正されることとなります。

まず ICSID 仲裁では、規則上、仲裁申立がなされた事実及び仲裁手続の終了した事実、仲裁判断の法的な理由付けは公開されます。仲裁判断そのものは両当事者の合意がない限り公開されません。もっとも、紛争当事者が

仲裁判断などを公開することは禁じられておらず、実際には多くの ICSID 仲裁判断はいずれかの紛争当事者により公開されています。ヒアリングの手続は、いずれかの当事者が公開に反対しない限り、仲裁廷の判断で公開されることがあります

UNCITRAL 仲裁の場合、2014年4月1日以降に締結された投資関連協定(例: 日・カザフスタン BIT、日・モンゴル EPA、日・ウルグアイ BIT)に基づいて UNCITRAL 仲裁を申し立てた場合、「投資協定に基づく投資家・国家間仲裁に関する透明性規則」(“UNCITRAL Rules on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration”。以下「**UNCITRAL 透明性規則**」といいます。)が適用され、原則手続は公開されます。2014年4月1日より前に締結された投資関連協定に基づいて UNCITRAL 仲裁を申し立てた場合は、申立人(投資家)の母国と投資受入国が合意した場合、あるいは当該紛争の両当事者が合意した場合に限り、UNCITRAL 透明性規則が適用され、手続が公開されます。同規則が適用されると、仲裁判断のみならず主張書面や専門家証人の鑑定書、審問の記録(hearing transcript)なども公開されます。

2.1.6 A 仲裁判断の取消

商事仲裁

商事仲裁の仲裁判断は、仲裁地の裁判所にて仲裁判断の取消を求めることができます。世界 67 カ国(97 の地域)で導入されている UNCITRAL モデル仲裁法(以下「モデル法」といいます。)(2015年3月時点)では、仲裁判断の取消事由を限定しています。例えば、仲裁合意に反する仲裁判断や仲裁手続に深刻な瑕疵がある場合に仲裁判断を取り消すことができますが、仲裁廷の事実認定や法適用の誤りなどは取消事由にはなりません。ただ、モデル法は仲裁判断が仲裁地の**公序(public policy)**に反する場合に仲裁判断の取消を認めており、国によっては「公序」を広く解釈して明らかな法令違反を理由に仲裁判断を取り消す例も見られます。投資受入国と投資家との契約で、投資受入国を仲裁地とする仲裁条項に合意すると、場合によっては、投資受入国の裁判所が仲裁判断を取り消す恐れがあります。

投資協定仲裁

UNCITRAL 仲裁規則やその他商事仲裁機関の仲裁規則に基づいて投資協定仲裁を行う場合には、商事仲裁と同様、仲裁地の裁判所によって仲裁判断が取り消される恐れがあります。仲裁地の定め方については FAQ 第二部

3.2 をご覧ください。

ICSID 仲裁では、ICSID 条約及び規則に仲裁手続のみならず仲裁判断の取消手続（annulment proceedings）も規定しています。ICSID 仲裁手続は条約と規則で完結しており、そもそも仲裁地の概念がなく、いずれの国の仲裁法も適用されません。ICSID の取消手続では、ICSID 理事会の議長が組成する特別委員会（ad hoc committee）が、取消事由の有無を判断します。ICSID 条約の取消事由は、モデル法の取消事由にもまして限られています。例えば仲裁廷が明らかに権限を逸脱した場合や手続の基本原則から重大な離反があった場合、仲裁判断の基礎となった理由が仲裁判断中で述べられていない場合などに仲裁判断が取り消されます。

2.1.7 A 仲裁判断の執行

商事仲裁

仲裁判断を得た当事者は、執行地の裁判所に仲裁判断を承認執行してもらう必要があります。世界 154 カ国の国々が加盟する外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約（2015 年 3 月時点）では、加盟国は同条約が適用される場合には外国仲裁判断を承認及び執行する義務を負っており、承認執行を拒めるのは、仲裁判断の取消事由同様（FAQ 第二部 2.1.6）、仲裁合意に反する仲裁判断や仲裁手続に深刻な瑕疵がある場合などに限られています。但し同条約上、加盟国はその国の公序（public policy）に違反することを理由に外国仲裁判断の承認執行を拒絶できることから、国によっては裁判所が「公序違反」を広く解釈して仲裁判断の承認執行を拒否する可能性があります。

投資協定仲裁

UNCITRAL 仲裁規則やその他商事仲裁機関の仲裁規則に基づいて投資協定仲裁を行う場合には、商事仲裁と同様、執行地の裁判所によって仲裁判断の承認執行が拒否される恐れがあります。

ICSID 条約では、加盟国は ICSID 仲裁判断に拘束され、ICSID 条約に定める取消手続など ICSID の手続以外で仲裁判断を争ってはならないと定めています。また ICSID 条約の加盟国は ICSID 仲裁判断を承認するとともに、金銭の支払義務に関する仲裁判断については、自国の裁判所の確定判決として扱って執行しなければならないと定めています。

商事仲裁と投資協定仲裁の違いの簡単なまとめをご覧ください。

	商事仲裁	投資協定仲裁*
仲裁合意	当事者間で合意必要	ISDS 条項＋投資家の仲裁申立
当事者	あらゆる当事者	投資家 vs. 投資受入国
対象となる紛争	契約に関連する紛争	投資関連協定に関する紛争等**
適用法令	契約準拠法などの国内法	投資関連協定などの国際法等
仲裁手続	仲裁地の仲裁法、商事仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則	ICSID 条約・仲裁規則、商事仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則
公開性	原則非公開	一部公開（ICSID/UNCITRAL）
仲裁判断の取消	仲裁地の裁判所による取消の可能性（「公序違反」に基づく取消の可能性）	特別委員会による取消の可能性（ICSID）
仲裁判断の執行***	執行地の裁判所による執行拒絶の可能性（「公序違反」に基づく執行拒絶の可能性）	執行拒絶事由なし（ICSID）

*商事仲裁機関の商事仲裁規則に基づき仲裁を申し立てた場合は、表の「商事仲裁」と基本同じです。但し UNCITRAL の透明性規則（FAQ 第二部 2.1.5）にはご留意下さい。

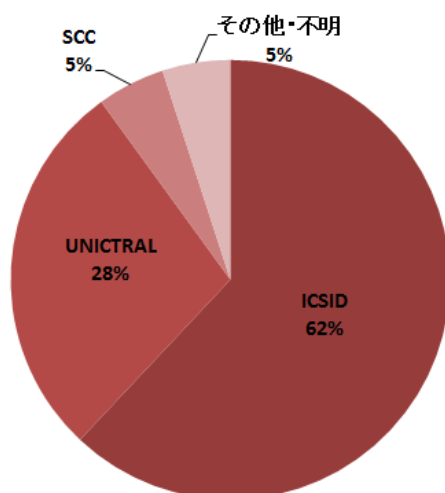
**正確には投資関連協定の ISDS 規定に定めのある紛争が対象となりますので、適用される投資関連協定の ISDS 条項をご確認ください。

***商事仲裁及び投資協定仲裁を問わず、仲裁判断の執行に際し、投資受入国が主権免除の主張を行う可能性はあります。

3 投資協定仲裁の仲裁機関

3.1 Q 投資協定仲裁はどの仲裁機関に申し立てるのですか？

A 2013 年末までの主要な仲裁手続への付託割合（全 514 件）は以下の通りで、その約 62%を ICSID が占めています。次に UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁付託が約 28%、スウェーデンの仲裁機関である SCC（Stockholm Chamber of Commerce）が約 5%などとなっています。なお、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁の場合、仲裁申立後にオランダのハーグに所在する常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration, 略称 PCA）を当事者間の合意により仲裁機関として指定する例をよく見かけます。



出典：“RECENT DEVELOPMENTS IN INVESTORSTATE DISPUTE SETTLEMENT (ISDS)” April 2014, p.9（和訳加筆）

http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdiaepcb2014d3_en.pdf

3.2 Q ICSID、PCA、SCC の 3 つの仲裁機関によって何が違うのですか？

A ICSID、PCA、SCC という 3 つの仲裁機関によって適用される規則が異なります。ICSID の最大の特徴は、手続が ICSID 条約及び規則で完結しており、いずれの国の仲裁法も適用されないことです。これに対し PCA 及び SCC の仲裁では、通常の商事仲裁と同様、仲裁地の法律が適用され、仲裁地の裁判所で仲裁判断が取り消される可能性及び仲裁判断の執行地の裁判所で仲裁判断の執行が拒絶される可能性があります。

以下の表では、ICSID、PCA、SCC の 3 つの仲裁機関の仲裁の主な相違点を記載しています。PCA には独自の仲裁規則がありますが、以下の表では PCA が UNCITRAL 仲裁規則に基づき仲裁を管理するケースを紹介しています。投資関連協定により仲裁規則に修正が加えられている場合がありますので、投資関連協定と併せて規則をご確認ください。なお、仲裁地、審問場所、仲裁言語、仲裁人の数については当事者で合意できない場合に以下の表に記載した取扱いになります。

仲裁機関	ICSID 	PCA 	SCC 
本部	米国・ワシントン DC	オランダ・ハーグ	スウェーデン・ストックホルム
仲裁規則 (リンク)	https://icsid.worldbank.org/ap/ICSIDWEB/icsiddocs/Documents/ICSID%20Convention%20English.pdf	http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/2010Arbitration_rules.html *	http://www.sccinstitute.com/media/40120/arbitrationrules_eng_webbversion.pdf
仲裁地	N/A**	仲裁廷が決定 (UNCITRAL 規則 18 条 1 項)	SCC が決定 (SCC 規則 20 条 1 項)
審問場所 ***	米国・ワシントン DC (ICSID 条約 62 条)	仲裁廷が決定 (UNCITRAL 規則 18 条 2 項)	仲裁廷が決定 (SCC 規則 20 条 2 項)
仲裁言語	各当事者が英語、フランス語、スペイン語から選択 (ICSID 規則 22 条 1 項)	仲裁廷が決定 (UNCITRAL 規則 19 条 1 項)	仲裁廷が決定 (SCC 規則 21 条 1 項)
仲裁人の数	3 人 (ICSID 条約 37 条 2 項 (b))	3 人 (UNCITRAL 規則 7 条 1 項)	3 人 (SCC 規則 12 条)
3 人仲裁人の選任方法	各当事者が 1 人を選任、仲裁廷の長は両当事者の合意により選任 (ICSID 条約 37 条 2 項 (b))	各当事者が 1 人を選任し、2 人の当事者選任仲裁人が仲裁廷の長を選任 (UNCITRAL 規則 9 条 1 項)	各当事者が 1 人を選任し、仲裁廷の長は SCC が選任 (SCC 規則 13 条 3 項)
仲裁判断の取消	ICSID の特別委員会で取消事由の有無を判断 (FAQ 第二部 2.1.6・10.1 参照)	仲裁地の裁判所が仲裁地の仲裁法に基づいて取消事由の有無を判断 (FAQ 第二部 2.1.6 参照)	
仲裁判断の承認執行	仲裁判断は投資受入国を拘束 (FAQ 第二部 2.1.7・11 参照)	執行地の裁判所で執行地の仲裁法に基づき執行の可否を判断 (FAQ 第二部 2.1.7・11.1 参照)	
秘密性	一部公開 (FAQ 第二部 2.1.5 参照)	UNCITRAL 透明性規則が適用されない限り非公開 (FAQ 第二部 2.1.5 参照)	原則非公開 (FAQ 第二部 2.1.5 参照)
費用	申立費用 : US \$ 25,000、事務管理費用 : 年間 US	事務管理費用 : 担当者の時間単価をベースに算定	申立費用 : €1,000、事務管理費用及び仲裁人報酬 :

\$ 32,000、仲裁人報酬：期 日一日当たり US\$ 3,000	仲裁人報酬：多くの場合時 間単価ベースで算定	SCC 仲裁規則の別表の計算 式に従い SCC が決定
--	---------------------------	--------------------------------

*1976 年版の UNCITRAL 仲裁規則が適用になる場合もありますので、投資関連協定をご確認ください。

**ICSID 条約の場合、仲裁地という概念はありません。

*** ICSID の本部はワシントン DC、PCA の本部はハーグにあります。それ以外の場所でもヒアリングを行うことができます。本部以外の場所でのヒアリングを円滑に行えるよう、ICSID や PCA は各地の仲裁施設と取決めを行っています。例えばアジアではシンガポールの Maxwell Chamber、香港の香港国際仲裁協会 (HKIAC) などで ICSID や PCA の仲裁手続の審問を行えるようなアレンジがなされています。

4 投資協定仲裁の手続要件

- 4.1 **Q** 仲裁申立の前に投資受入国と一定の期間、紛争解決のための協議をしなければならぬと投資関連協定に規定しています。投資受入国と協議をしても解決できそうにありません。その場合でも仲裁申立に先立ち投資受入国と交渉をしないといけないのですか？

A はい。原則、投資関連協定に定める仲裁申立の前提条件は守っていただく必要があります。投資関連協定では、多くの場合、仲裁申立に先立ち一定の期間、投資家は投資受入国との間で紛争解決に向けた協議を行うよう規定しています。これは協議による紛争解決を促すとともに、投資受入国に仲裁に対応する準備の期間を与えるための手続です。手続要件を満たしていない仲裁申立は、原則却下されます。

もっとも、仲裁廷の対応は分かれています。投資受入国と既に交渉を行っていたものの、投資関連協定違反を明確に主張していなかった場合でも、事前協議要件を満たしていると判断された事例、投資受入国と協議を行ってもおよそ紛争を解決できない状況に陥っていた場合、事前協議要件を厳格に適用せず仲裁申立を認めた事例もあります。その一方で、投資家が投資関連協定違反の通知を投資受入国に送ったきり投資受入国と協議を行わなかった事例で、事前協議要件を満たしていないとして仲裁申立を却下した事例もあります。

5 投資協定仲裁の仲裁人

- 5.1 **Q** 投資協定仲裁の仲裁人はどのような人ですか？

A 投資協定仲裁は、投資関連協定違反に関する仲裁であるため、投資関連協定などの国際法の研究者または商事仲裁の仲裁人若しくは代理人を多く手がける仲裁実務家が、しばしば投資協定仲裁の仲裁人に選任されています。

5.2 **Q** 仲裁人を選ぶ際のポイントを教えてください。

A 仲裁人の選定は仲裁手続の中で最も重要なプロセスの一つです。仲裁手続において仲裁人は圧倒的な権限をもって手続を進めて仲裁判断を下すため、仲裁廷を構成する3名の仲裁人のうち1人を当事者が自ら選べる機会を最大限活かす必要があります。当事者は、事案の内容及び性質、事案にあった仲裁手続の進め方、勝敗のポイントなどを予めよく検討した上で、どのような仲裁人が本件事案に望ましいか慎重に吟味する必要があります。

仲裁人選定に当たって、まず投資協定仲裁の実務経験、必要とされる専門知識、問題となる論点の判断傾向などを検討します。候補者の経歴、過去に候補者が代理人または仲裁人として関与した投資協定仲裁判断、論文などが参考になります。仲裁人候補者がどの程度本件に時間をとることができるか（availability）の確認も重要です。なお、ICSID 仲裁の場合は原則として投資家あるいは投資受入国の国籍を有していないことが前提となります。

5.3 **Q** 仲裁人選任の前に仲裁人の候補者をインタビューできますか？

A 国際仲裁においては、大原則、一方当事者が、相手方当事者のいないところで、仲裁人または仲裁人候補者に連絡をとることは適切でないと考えられています。但し、当事者選任仲裁人の候補者の専門性、経験、能力的に時間的に対応可能か、受任してもらえるか、利益相反がないかを確認するために、その候補者に連絡をとることは問題ないと考えられています。もっとも、紛争の内容について候補者の見解を求めてはいけません（IBA Guidelines on Party Representation in International Arbitration, Guidelines 8）。

http://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx#

5.4 **Q** 仲裁人候補者の情報はどこで見られますか？

A ICSID のウェブサイトには、現在または過去に ICSID の手続で仲裁人、調停人、または特別委員会のメンバーを経験した方及び ICSID の仲裁人及び調停人のパネ

ルの情報が公開されており、参考になります。

<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/arbitrators/Pages/CVSearch.bak.aspx>

5.5 Q 仲裁人及び調停人のパネルとは何ですか？

A ICSID には仲裁人・調停人名簿（パネル）が用意されています。パネルには、条約加盟国各国がそれぞれ 4 名ずつ任命した仲裁人候補者及び ICSID 理事会の議長（Chairman）が任命した 10 名の仲裁人候補が掲載されています。パネルへの掲載は原則 6 年間ですが、更新も可能です。ICSID 理事会の議長（Chairman）が仲裁人、調停人、特別委員会のメンバーを選任する際は、このパネルの中から選任しなければなりません（ICSID 条約 40 条 1 項、38 条、52 条 3 項）。当事者が仲裁人を選任する際は、ICSID のパネルから選任することもできますし、パネル以外の候補者を選任することもできます（ICSID 条約 40 条 1 項）。但し、3 名の仲裁廷の場合、当事者の合意がない限り、実質、申立人・被申立人いずれの国籍の仲裁人も選任できません（ICSID 条約 39 条）。

5.6 Q 仲裁廷が形成されるまでにどのくらい時間がかかりますか？

A ICSID では現状、仲裁申立から仲裁廷の形成までに平均して 4~5 ヶ月程度かかっているようです。

5.7 Q 相手方の選んだ仲裁人や仲裁廷の長を交代させることはできますか？

A 当事者は、相手方の選んだ仲裁人や仲裁廷の長が、仲裁人の要件を満たしていない（忌避事由がある）と考える場合は、仲裁人の忌避を申し立てることができます。仲裁人の忌避事由（ICSID の場合には欠格事由といいます。）や忌避の手続は仲裁機関によって異なりますが、一般に第三者の目から見て、仲裁人の独立性（independence）や不偏性（impartiality）に合理的な疑問を抱かせる事情がある場合には忌避が認められます。忌避事由の有無の判断に当たって、過去の忌避決定のほか、国際法曹協会（IBA）が作成した国際仲裁における仲裁人の利益相反ガイドライン（IBA Guidelines on Conflicts of Interest）が比較的良好に参照されます。
http://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx#

6 投資協定仲裁の仲裁代理人

6.1 Q 投資協定仲裁の仲裁代理人はどのような人がなれるのですか？

A 訴訟の代理人になるために裁判所のある国または地域の弁護士資格が必要ですが、仲裁には一部の国を除いてそのような制限がないため、日本の弁護士を含めいかなる国の弁護士も投資協定仲裁の代理人になることができます。ICSID 仲裁の場合には、国内法の適用がないことから弁護士資格がなくとも代理をすることができます。

7 投資協定仲裁の手続

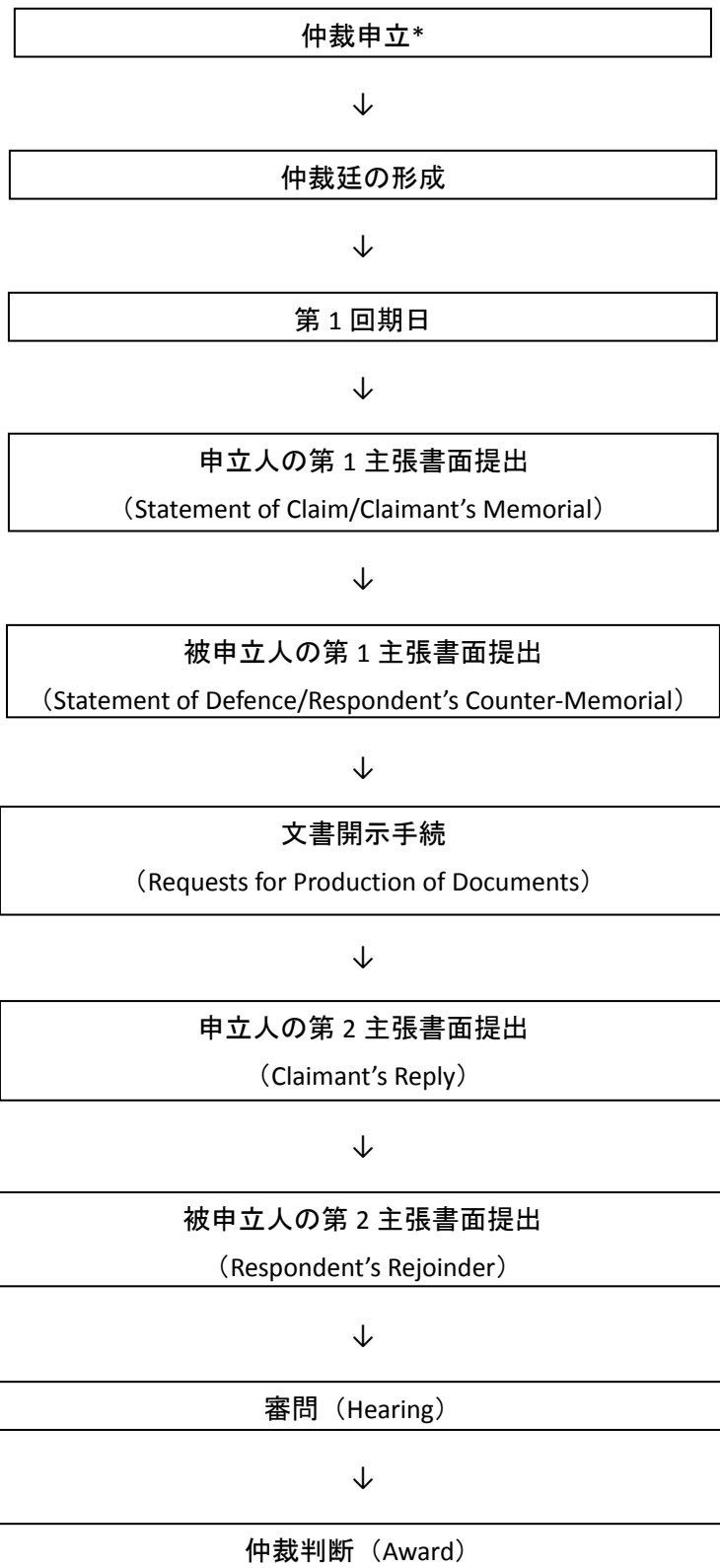
7.1 Q 仲裁申立の仕方を教えてください。

A 申立人は、ICSID や SCC などの仲裁機関が仲裁を管理する仲裁（機関仲裁）を選択する場合には、仲裁申立書（Request for Arbitration または Notice of Arbitration）を仲裁機関に提出して仲裁を申し立てます。申立人が UNCITRAL 仲裁規則に基づいて仲裁を申し立てる場合は、仲裁申立書を相手方に送付して仲裁を申し立てます。UNCITRAL 仲裁規則に基づく投資協定仲裁の多くは、PCA が仲裁を管理していますが、UNCITRAL 規則上、仲裁の申立は仲裁申立書を相手方に送付すると規定しています。申立書の記載事項は仲裁規則によって異なりますが、概ね当事者、仲裁合意（適用される投資関連協定）、紛争の概要などを記載します。仲裁申立の際、申立手数料を納付しますが、金額については FAQ 第二部 12.2 をご覧ください。

なお ICSID 仲裁の場合、ICSID 事務局長の審査を経て仲裁申立が ICSID に登録されますが、申立書の内容から判断して「明らかに管轄外（manifestly outside the jurisdiction）」であると事務局長が判断した場合には登録が拒絶されます（ICSID 条約 36 条 3 項）。「明らかに管轄外」であるとして登録が拒絶された事例としては、ICSID 仲裁への同意がなかった場合、法律上の争訟でなかった場合、ICSID 条約が投資家の母国との関係で発効していなかった場合などで、極めて例外的です。仮に ICSID によって登録が拒否された場合でも、申立手数料の返還はなく、登録拒絶の判断に対する上訴もできません。申立人は仲裁申立に先立ち ICSID の事務局に問い合わせるなどして、登録が拒絶されないよう予め準備を整えることができます。

7.2 Q 仲裁手続の流れをおしえてください。

A 投資協定仲裁の手続の流れは、概ね以下の通りです。



*なお、UNCITRAL 仲裁規則及び SCC 仲裁規則に基づく仲裁の場合には、仲裁申立後一定期間内に被申立国は答弁書 (Response または Answer) の提出を求められます。

7.3 Q 第1回期日では何をしますか？

A 仲裁廷が形成された後、通常速やかに第1回目の期日が開催され、仲裁手続全体のスケジュールやその他の手続問題を中心に協議します。第1回期日は当事者への負担と費用を考慮して、電話会議やビデオ会議で行われることがあります。第1回期日後、仲裁手続全体のスケジュールその他の手続事項を定めた第1回手続命令（Procedural Order No. 1）が仲裁廷により出されます。

ICSID のウェブサイトには第1回期日で協議する事項のサンプル（Draft Agenda）が掲示されています。

<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/process/Documents/Draft%20Agenda%20ICSID%20Convention%20Arbitration.pdf>

7.4 Q 手続の分離（bifurcation）とは何ですか？

A 投資協定仲裁の場合には、仲裁廷の管轄権が争点になることが多く、管轄権についての争い（例えば ICSID 仲裁における投資財産の要件、FAQ 第一部 3 参照）と実体面の争い（投資協定仲裁違反があるか）について仲裁手続を分離（bifurcation）し、仲裁廷がまず管轄権についてのみ先に審理し判断することがあります。手続が分離された場合、まず管轄権に関する争点に絞って主張書面の提出、必要に応じ文書開示手続、審問などが行われます。仲裁廷が管轄権を認めた場合には、審理が実体面に移り、実体面について主張書面の交換、文書開示手続、審問などが行われます。仲裁廷が管轄権を否定した場合は、その段階で手続は終了します。このように手続を争点によって二つに分ける手法を bi-furcation と言います。

関連項目：事例集の Saluka 事件

7.5 Q ICSID 仲裁を申し立てたところ、投資受入国から明らかに法的に主張失当であるとして異議の申立がなされました。この手続について教えてください。

A ICSID の緊急暫定異議手続（Expedited Preliminary Objections）になります。緊急暫定異議手続は、法律上明らかに不当な主張を早期に排除するために 2006 年の ICSID 仲裁規則改正で導入されました（ICSID 仲裁規則 41 条 5 項）。当事者は仲裁廷形成後 30 日後までの間、「明らかに法的に失当（manifestly without legal

merit)」である相手方の主張について、異議を申し立てることができます。仲裁廷は両当事者の主張を勘案した上で第1回期日またはその直後に異議に対する判断を示します。異議が認められた場合、その法的な主張についての請求は棄却されます。他方、異議が却下された場合であっても、本案の手續において再度同様の主張を行うことができます。

従前申立人が契約の紛争解決条項に従い ICSID 仲裁を申し立てたところ、申立人の契約違反の主張を棄却する仲裁判断が出されたため、申立人が仲裁判断の取消を求める一方で、実質的に同一の紛争を蒸し返す ICSID 仲裁を、投資協定に基づき申し立てた事案で、異議が認められたケースがあります (Rachel S. Grynberg, Stephen M. Grynberg, Miriam Z. Grynberg and RSM Production Company v. Grenada, ICSID Case No. ARB/10/6)。

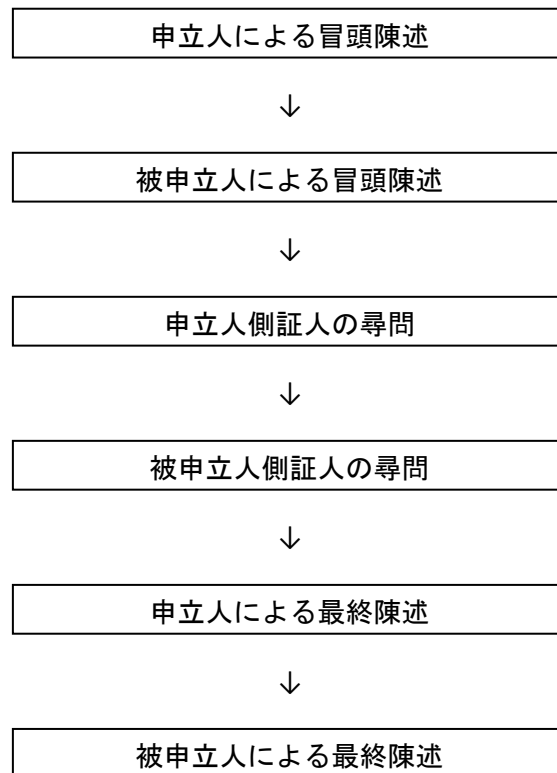
7.6 Q 相手方に文書開示 (document production) を求められますか？

A 仲裁廷は当事者に対し文書の提出を命じることができますし、当事者も相手方に文書の開示を求めることができます。当事者間の文書開示請求の時期は、通常、仲裁廷が手續全体のスケジュールを決める際に合わせて決められます。当事者による文書開示請求の範囲は当事者に任せられ、当事者で合意ができない場合に仲裁廷が判断を下します。通常、商事仲裁と同様、IBA 証拠調規則 (IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration) を参照して行われることが多いです。国際仲裁では、大陸法系と英米法系など異なる法的バックグラウンドの当事者間で争われることも多いため、IBA 証拠調規則では大陸法系と英米法系を折衷した考え方を採用しており、文書を特定して開示請求し、文書が仲裁事件に関連があり、かつ仲裁の結論にとって重要 (relevant to the case and material to its outcome) な場合には、文書開示請求が認められると規定しています (IBA 証拠調規則 3 条 3 項)。これに対し相手方は、秘密特権 (privilege) や文書提出に対する法的な障害 (legal impediment)、政府が機密文書とした文書であることなどを理由に文書の提出を拒むことができます (IBA 証拠調規則 9 条 2 項)。

http://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx#

7.7 Q ヒアリング (審問) の流れを教えてください。

A ヒアリングは通常以下の流れで進行します。



冒頭陳述は、各当事者が自らの主張の要点について、仲裁廷に対してプレゼンテーションを行う機会です。証人尋問は、主尋問→反対尋問→再主尋問の順で行われますが、国際仲裁の場合、主尋問は証人の陳述書で代替することで省略または極めて簡潔に行われ、反対尋問がメインになります。仲裁廷は尋問の途中または再主尋問の後に質問を行います。通常申立人側証人を先に尋問しますが、事案によって順番は異なります。なお、最終陳述は、ヒアリング後に最終主張書面を提出して最終陳述に代替する場合があります。

7.8 Q 仲裁手続中に和解できるのですか？

A 仲裁申立後も、いずれかのタイミングで和解交渉が行われることは多いです。現に公表された投資協定仲裁手続の 3 割近くが和解によって終結しています（FAQ 第二部 1.4）。仲裁手続の中で提出される主張書面、証拠、反対尋問、仲裁廷の発言などを通じて和解の契機が生まれることがあります。和解契約を仲裁廷または仲裁機関の事務局長に開示すれば、和解を仲裁判断の形式で出してもらえる場合があります（ICSID 仲裁規則 43 条 2 項、UNCITRAL 仲裁規則 36 条 1 項、SCC 仲裁規則 39 条 1 項）。

8 投資協定仲裁と暫定措置

8.1 **Q** 投資協定仲裁を申し立てたところ投資受入国が投資財産の差押えを投資受入国の裁判所に申し立てました。どうしたらよいですか？

A 仲裁廷は必要に応じて暫定措置（provisional measures または interim measures）を出すことができます（ICSID 条約 47 条、ICSID 仲裁規則 39 条、UNCITRAL 規則 26 条、SCC 規則 32 条）。暫定措置は、ご質問にあるような緊急事態に対応するためのもので、仲裁手続中の現状維持または原状回復、申立人に対し差し迫った損害が発生するような行為の排除、仲裁手続への妨害排除（行政的措置の執行停止）、訴訟の提起の阻止、資産の保全、証拠保全など様々な暫定措置が考えられます（UNCITRAL 仲裁規則 26 条 2 項参照）。本件の場合には、投資家は仲裁廷に対し、「投資受入国は直ちに投資財産の差押手続を停止し、仲裁で紛争が解決されるまでの間、現状を維持しなければならない。」という内容の暫定措置を求めることが考えられます。

なお、当事者は仲裁廷ではなく裁判所に暫定措置を求めることもできます。例えば投資受入国が投資受入国以外に保有する資産や証拠を保全する場合などには、資産や証拠のある地の裁判所による暫定措置は効果的です。もっとも暫定措置を求める裁判所が、外国仲裁手続のために暫定措置命令を出すか予め確認する必要があります。

8.2 **Q** 仲裁廷が発動した暫定措置の例を教えてください。

A 投資受入国が、国営石油会社と石油の探鉱採掘に関する契約を締結した投資家に対し、立法措置により、石油価格の上昇に伴う増加収入の 5 割（後に 9 割以上）を投資受入国に支払うよう義務づけた事案で、投資家がエスクロー口座に係争額を振り込むことを提案したものの投資受入国が応じず、投資家との契約を解除し投資家の投資財産を差押えようとしていました。仲裁廷は、投資家の申立を受け、投資受入国は、投資家に対し上記立法措置に基づく支払いを求めてはならず、また投資家との契約を一方的に解除、その他変更してはならないとの暫定措置を命じました。なお、仲裁廷は、投資家には、暫定措置に対する担保の提供として、上記法律に基づいて投資家が支払うべき金額をエスクロー口座に支払うよう命じています（*Perenco Ecuador Ltd. v. The Republic of Ecuador and Empresa Estatal*

Petróleos del Ecuador (Petroecuador) , ICSID Case No. ARB/08/6)。

また、投資受入国の最高裁判所が投資家と投資受入国との契約上の仲裁条項を理由に、投資家による ICSID 仲裁を禁ずる命令を出したところ、ICSID 仲裁廷は、投資受入国は投資家による最高裁の命令違反を追及してはならず、投資受入国以外の第三者が投資家の命令違反を追及する手続を申し立てた場合、裁判所に状況を説明し手続を止めさせること、投資受入国が申し立てた契約上の仲裁手続（仲裁地、投資受入国の首都）を、ICSID 仲裁が管轄を判断する間、停止することを求める暫定措置を出しました（*SGS Société Générale de Surveillance S.A. v. Islamic Republic of Pakistan*, ICSID Case No. ARB/01/13）。

なお、申立人が投資受入国による刑事告訴に基づく行動をとってはならないなどの暫定措置を求めた事案で、ICSID 仲裁廷は暫定措置を出しませんでした。ICSID 仲裁廷は、投資受入国の刑事手続に関する権限は明らかに国家の主権に属することから、暫定措置を認めるにあたって慎重に判断すると述べています。その上で、本件では、投資家が ICSID 仲裁を行うにあたって支障がないこと、投資家は本体の ICSID 仲裁で損害賠償請求を求めているものの、投資受入国に対し特定行為の履行を求めておらず、投資家の損害賠償請求を保全するために、暫定措置を出す必要性が認められないこと、その一方で、投資家に対する刑事手続の遂行が投資関連協定に違反するか否かを暫定措置の手続で判断すると、本案に関する判断を予め行うことになるなどの理由で暫定措置を認めませんでした。（*Caratube International Oil Company LLP v. The Republic of Kazakhstan*, ICSID Case No. ARB/08/12）

8.3 Q どのような場合に暫定措置が認められるのですか？

A UNCITRAL 仲裁規則では、①暫定措置が認められなければ損害賠償によっては回復しがたい損害が発生すること、②暫定措置の申立人が本案で勝つ合理的な可能性があることを暫定措置の要件（但し証拠保全を除く。）と定めています（UNCITRAL 仲裁規則 26 条 3 項）。他方 ICSID 条約・仲裁規則や SCC 仲裁規則には暫定措置の要件が規定されていませんが、当事者が求める暫定措置に応じて、保全しなければならない権利や保全の必要性を斟酌しながら暫定措置が判断されます。暫定措置を認めるにあたって申立人に担保の提供を求めることがあります。

8.4 Q 暫定措置には拘束力があるのですか？

A UNCITRAL 仲裁規則や SCC の仲裁規則では、仲裁廷は当事者に対し暫定措置命令を出す権限があり、当事者を拘束します。これに対し ICSID 条約 47 条は、仲裁廷は暫定措置を「推奨 (recommend)」できると規定しており、暫定措置を「認める (grant)」と規定する UNCITRAL 規則や SCC 規則とも規定の仕方が異なりますが、ICSID の仲裁廷の多くは、暫定措置は当事者を拘束すると捉えています。ICSID、UNCITRAL、SCC の仲裁のいずれの場合も、当事者が暫定措置を遵守しない場合は仲裁廷が仲裁判断の際に不利に考慮し、また暫定措置違反に基づく損害賠償請求が認められる恐れがあるため、当事者は任意に仲裁廷の暫定措置を履行する可能性が高いといわれています。

9 投資協定仲裁判断

9.1 **Q** 仲裁判断は仲裁手続が終結してからどのくらいの期間で出るのですか？

A ICSID 規則では手続終結から 120 日以内 (46 条)、SCC 仲裁規則では仲裁付託から 6 ヶ月 (37 条) で仲裁判断を出さなければならないと規定されています。仲裁廷または仲裁機関は一定の範囲で期間を延長することができます。

9.2 **Q** Cost Award とはなんですか？

A 仲裁手続にかかった費用を当事者間でどのように負担するかを定める仲裁廷の判断です。費用負担に関する判断は、仲裁判断本体と同様に執行が可能です。

9.3 **Q** 投資協定仲裁の費用は仲裁に敗けた当事者が負担するのですか？

A 日本や米国の訴訟では裁判所に収める訴訟費用は別として、当事者が負担した弁護士費用その他訴訟の準備にかかった費用は、費用のごく一部が損害と認定される場合はあっても、訴訟の勝敗にかかわらず原則各当事者が負担します。ところが国際商事仲裁では、多くの場合仲裁に勝った当事者が負担した仲裁費用 (弁護士費用を含みます。) の全部または一部を、敗けた当事者が負担します。負担割合は、当事者の勝敗の程度、当事者が手続を不要に紛糾させた場合にはそれらの要素も考慮して仲裁廷の裁量で決まります。これまで投資協定仲裁では必ずしも敗者が仲裁費用を負担する方式を採用していませんでしたが、近年は敗者負担原則を採用する仲裁判断の比率が増えています。

10 投資協定仲裁判断の取消

10.1 **Q** 仲裁判断に不満があります。取り消せますか？

A 商事仲裁規則に基づく投資協定仲裁の場合（UNCITRAL 仲裁、SCC 仲裁）には仲裁地の仲裁法に基づいて仲裁判断の取消を求めることができます。多くの国の仲裁法は UNCITRAL モデル法に準拠しており、深刻な手続的瑕疵がある場合か、そもそも仲裁合意に反する仲裁判断であった場合など特殊な場合以外は取り消すことできません。もっともモデル法には仲裁地の公序違反に基づく仲裁判断の取消も認められているため、公序違反を広く認定する国では、法令違反などを根拠に仲裁判断が取り消される恐れがあります。

これに対し ICSID 仲裁では、ICSID の制度の中に仲裁判断の取消制度が組み込まれており、取消事由はモデル法のそれよりも限定的です（ICSID 条約 52 条 1 項）。取消事由は以下の通りです。

- (a) 仲裁廷が適切に構成されなかった場合
- (b) 仲裁廷が明らかにその権限を逸脱した場合
- (c) 仲裁廷に汚職が認められた場合
- (d) 手続の基本原則から重大な離反があった場合
- (e) 仲裁判断の基礎となった理由を記載していない場合

取消の申立は、仲裁判断が下された後 120 日以内に行わなければなりません（ICSID 条約 52 条 2 項）。但し、仲裁廷の汚職については、そのような事実が判明してから 120 日以内、または仲裁判断から 3 年以内とされています。

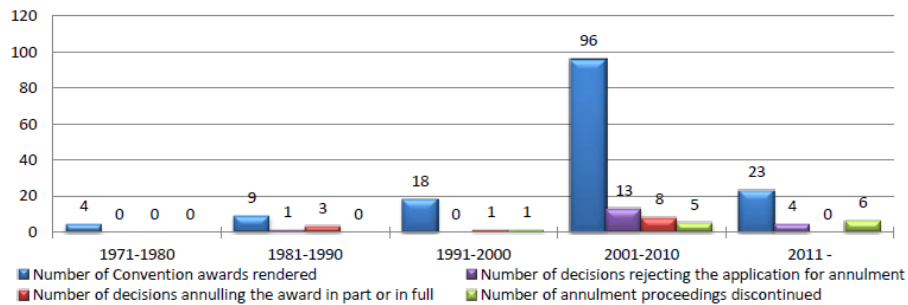
取消申立がなされた場合、ICSID の仲裁人のパネルから選ばれた 3 人の特別委員会の委員が判断します。当事者国出身者の他、仲裁判断を下した仲裁人と同じ国籍の者も特別委員会の委員から排除されます。

関連項目：事例集の Vivendi 事件

10.2 **Q** ICSID 仲裁では実際にはどれぐらい取消が認められていますか？

A 取消手続の結果は以下の通りです。2001 年から 2010 年間に下された ICSID 仲裁判断 96 件のうち、26 件につき取消が申し立てられましたが、そのうち実際に取消が認められたのは 8 件です。

Annulment Proceedings under the ICSID Convention - Outcomes by Decade



出典：“Background Paper on Annulment For the Administrative Council of ICSID” August 10, 2012, p.52

https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/resources/Documents/Background%20Report%20on%20Annulment_English.pdf

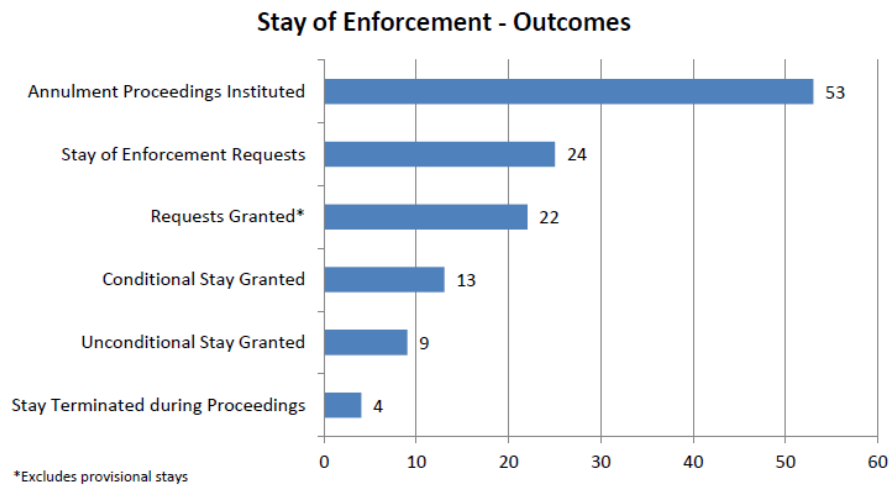
10.3 **Q** 仲裁判断取消が申し立てられた場合、仲裁判断の執行手続はどうなりますか？

A 仲裁判断取消が申し立てられても、仲裁判断の執行手続には原則として影響はありません。そのため仲裁に勝った当事者は仲裁判断の執行手続を別途進めることができます。但し、敗けた当事者は、仲裁判断の取消の申立と共に、仲裁判断の執行の停止を求めることができます（ICSID 仲裁規則 54 条 1 項）。執行停止の申立がなされた場合、ICSID の事務局長は仲裁判断の暫定的な停止を両当事者に通知します。特別委員会が構成された後 30 日以内に、当事者の請求に基づき、特別委員会は暫定的停止を延長するか否か判断し、延長を決定しない限り、暫定的停止は自動的に効力を失います（ICSID 仲裁規則 54 条 2 項）。

商事仲裁の場合は、仲裁地の裁判所で仲裁判断取消の手続が係属している間、執行地の裁判所が執行手続を停止するか否かは、執行地の裁判所の実務によって異なっています。

10.4 **Q** ICSID 仲裁では実際にどの程度の執行停止が認められていますか？

A 下記の調査では、取消が申し立てられた 53 件のうち、24 件で執行停止が併せて申し立てられ、そのうち 22 件において執行停止が認められています。執行停止が認められた内の 13 件については申立人側に担保の提供などが義務づけられています。



出典：“Background Paper on Annulment For the Administrative Council of ICSID” August 10, 2012, p.21

https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/resources/Documents/Background%20Report%20on%20Annulment_English.pdf

11 投資協定仲裁判断の執行

11.1 Q 仲裁判断を執行する方法を教えてください。

A 商事仲裁規則に基づく投資協定仲裁の場合には、商事仲裁同様、執行地の国内仲裁法及びニューヨーク条約に基づき執行されます。他方 ICSID 条約では、各加盟国は仲裁判断を拘束力のあるものとして承認しなければならず(54 条 1 項)、金銭債務については、仲裁判断がその国の確定判決であるかのように執行しなければなりません(54 条 1 項)。

但し執行に関する主権免除 (immunity) に関する加盟国の国内法の適用を制限するものではないと条約に明記されている点に留意が必要です(ICSID 条約 55 条)。なお、執行に関する主権免除は、通常国内裁判所に外国政府の保有する資産に対する執行が申し立てられた場合に、その外国政府の主権を尊重して執行を拒否する制度で、国内裁判所にその国の政府の保有する資産に対する執行が申し立てられた場合に発動されるものではありません。

関連項目：事例集の Bau 事件

11.2 Q 投資受入国は仲裁判断を履行しているのでしょうか？

A 投資協定仲裁の判断は相当数公開されていますが、執行に関する情報は限られています。執行段階になると仲裁機関の手を離れていることや、また和解が関わる場合には秘密性が高く、まとまった情報がないためです。したがって投資受入国が現に仲裁判断を履行しているか否かは、定量的ではない非公式の情報の域をでませんが、ICSIDの事務局によれば、少なくともICSIDの事務局が知る限りは、まずまず仲裁判断は履行されているようです。投資受入国が任意に履行に応じない場合は、投資家側から事務局に連絡があり、ICSIDの事務局長及び世界銀行が様々な形で投資受入国に債務の履行を促すことがあるようです。そのため、投資受入国が速やかに履行しない場合でも、最終的には履行するケースが多いようです。

またICSIDに限らず投資協定仲裁判断は広く公開されていることから投資受入国が仲裁判断を尊重しない場合には、不履行も公になる可能性が高く、そのような不履行が投資受入国に対する将来の外国投資家の投資活動に重大な悪影響を与えかねないことから、投資受入国側は任意に仲裁判断の履行を行うインセンティブがあるともいわれます。

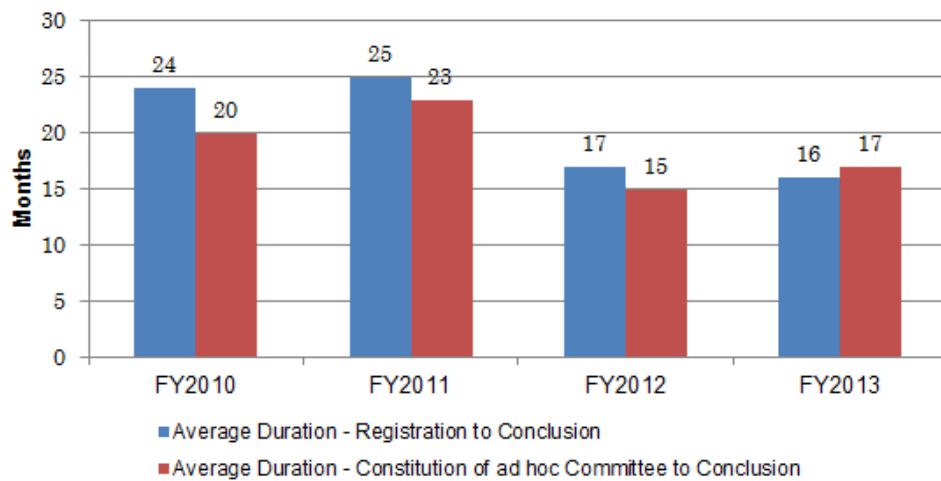
12 投資協定仲裁の時間と費用

12.1 Q 投資協定仲裁はどのくらい時間がかかるのですか？

A 商事仲裁規則に基づく投資協定仲裁に記録はありませんが、ICSID仲裁の場合は、仲裁申立の登録から仲裁手続の終了まで平均して約39ヶ月、仲裁廷形成から仲裁手続の終了まで平均して約35ヶ月かかると言われています。

仲裁判断の取消申立がなされた場合には、更に時間がかかりますが、ICSIDの取消手続は、2013年度（2012年7月1日～2013年6月30日）においては平均1年4ヶ月で終結しているようです。

Average Duration of Annulment Proceedings
(Fiscal Years 2010 - 2013)



出典：「ICSID Annual Report」2013, p.31

http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2013/10/18/000442464_20131018120527/Rendered/PDF/818060WBAR0ENG00Box379835B00PUBLIC0.pdf

12.2 Q 投資協定仲裁はどのくらい費用がかかるのですか？

A 仲裁にかかる費用には、仲裁機関に支払う申立費用及び管理費、仲裁人報酬、専門家証人への報酬、弁護士費用、速記の費用、通訳の費用、旅費、宿泊費、審問を行う場所を借りる費用(ICSID仲裁の場合は管理費に含まれています。)など、様々なものが含まれます。その中で最もかかる費用が弁護士報酬です。ある海外の法律事務所が公開の仲裁判断に記載された仲裁費用の情報を元に調査(2014年)したところ、**投資協定仲裁の代理人並びに専門家証人及び事実証人に支払う報酬と費用**(以下「**弁護士費用等**」と言います。)は平均して4.5百万米ドル前後に及ぶようです。もっとも、申立人及び被申立国の弁護士費用等が記載された仲裁判断は、それぞれ70件前後と限られており、また中には突出して高額な弁護士費用等も含まれていることから、この平均値が目安になるか定かではありません。申立人側が支出した弁護士費用等の中央値は、約3百万米ドルで、被申立国の支出した弁護士費用等の中央値は、約2.3百万米ドルとのことです。これに対し**仲裁人に支払う報酬及び費用並びに仲裁機関に支払う費用**(以下「**仲裁人費用等**」)の合計は、ICSID仲裁においては平均して約77万米ドル(中央値54万米ドル)、UNCITRAL仲裁においては平均して85.3万米ドル(中央値71万米ドル)とのことです。

仲裁機関に支払う費用については、仲裁機関ごとに異なります。FAQ 第二部 3.2
をご覧ください。

関連項目：事例集の Chemtura 事件